

# 第5次沖縄市障がい者プラン

～沖縄市障害者計画・沖縄市障害福祉計画・沖縄市障害児福祉計画～



令和3年3月

沖縄市



## はじめに



本市では、平成27年3月に策定した「第4次沖縄市障がい者プラン」において、「障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち」を基本理念に掲げ、障がい者福祉の施策やサービスを推進し、行政と、障がいのある方々や関係機関、地域住民が、より一層つながりを強め、一人ひとりの自立が確保されるまちづくりに取り組んでまいりました。

地域共生社会の実現に向けた法整備が進められる中、本市では、「第4次沖縄市障がい者プラン」が、平成29年度の改訂版を経て、令和2年度に最終年度を迎えることから、これまでの事業を評価・点検し、現状や課題、環境の変化、さらに市民アンケート調査や関係団体からのヒアリング等を踏まえ、障がいのある方々がこれからも住み慣れた地域で暮らしていくために、どのような支援が必要とされているかを再検討し、「第5次沖縄市障がい者プラン」を策定いたしました。

本市といたしましては、本計画を、就労や住まい、教育、医療等、生活全般に関する施策を推進するための指針とするとともに、引き続き、一人ひとりの個性が尊重され、障がいのある方々が自立した生活と社会参加を実現できる、暮らしやすい地域づくりに努めてまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

むすびに、計画の策定にあたり、アンケート調査やヒアリングを通して貴重なご意見をいただきました市民並びに関係者の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和3年3月  
沖縄市長 桑江 朝千夫



## 本計画書における表記について

本市においては、以下のような方針に基づき、表記をしています。

### 【基本方針（抜粋）】

- ① 平成 16 年 4 月 1 日より、あらゆる場面において、障がい者を特定して用語を使用するにあたっては「障害者」ではなく「障がい者」と表現する。
- ② 法律名や条文を引用する際にあたっては、「障がい者」への変更は必要なく、当該法律名及び条文をそのまま引用するものとする。
- ③ 「障害」の表現が前後の文脈から「人」につながる場合は「障がい」と表現する。
- ④ 医療用語等の専門用語として使用する場合で、「害」が適当な場合は漢字で表す。
- ⑤ 今後の沖縄市における制度や単独事業の名称は「がい」を使用する。

### 【使用例】

#### (ア) 表記

身体障害者	→	身体障がい者
知的障害者	→	知的障がい者
精神障害者	→	精神障がい者

#### (イ) 法律用語等

「障害者基本法」における障害者福祉の推進にあたっては・・・



「障害者基本法」における障がい者福祉の推進にあたっては・・・

#### (ウ) 医療用語等

肝機能障害	→	肝機能障害
言語障害	→	言語障害



# 目次

I	序章	1
1.	計画策定にあたって	1
2.	背景及び法的根拠	2
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画の期間	4
5.	本計画とSDGsとの関連	5
II	障がいのある市民を取り巻く現状	7
1.	障がいのある市民の状況	7
(1)	障害者手帳所持者数の推移	7
(2)	身体障がい者の障害種別の推移	9
(3)	障害種別等級別の推移	10
2.	支援が必要なこどもの教育・保育の状況	13
(1)	発達支援保育の実施状況	13
(2)	特別支援教育の実施状況	13
III	計画の取り組み状況等について	15
1.	第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>施策の課題	15
2.	第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>の取り組み状況	18
IV	計画の基本的な考え方	19
1.	基本理念	19
2.	各施策の横断的な視点	20
3.	計画の基本目標	21
4.	計画の体系	22
V	施策の展開	25
	基本目標Ⅰ 共に支え合う社会の実現	25
	基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現	33
	基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現	43
VI	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画	53
1.	国の基本的な考え方	53
2.	第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>の評価	54
3.	成果目標の設定（令和5年度末の目標）	61
4.	障がい福祉サービス等見込み量	67
VII	計画の推進にあたって	75
1.	地域ネットワークの構築と連携による推進体制の充実	75
2.	行政機関内でのネットワークの構築と連携、役割分担	76
3.	計画の進捗管理	76

資料編.....	77
1. 策定の体制.....	77
2. 用語解説.....	81



# I 序 章



# I 序 章

## 1. 計画策定にあたって

我が国においては、地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築に向け、障害者基本法の改正（平成 23 年）、障害者総合支援法（平成 24 年）や障害者差別解消法（平成 25 年）の公布等が進むなど、新たな法制度が整えられてきています。加えて、厚生労働省において、「地域共生社会」の実現を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月）や、『『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）』（平成 29 年 2 月）に基づいて、その具体化に向けた改革を進めているところです。沖縄県においても、障がいのある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を目指し、「共生社会条例（正式名称：沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例）」を平成 26 年 4 月 1 日に施行し、共生社会の実現に向けた環境づくりが進められています。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、地域生活への移行を支える支援や障がい者が働き続けられるよう支援すること、または障がい児の多様なニーズをとらえたきめ細やかな対応など、障がいがあっても安心して暮らすことができる環境の充実が求められています。

本市では、平成 29 年度に『第 4 次沖縄市障がい者プラン<改訂版>（沖縄市障害者計画・沖縄市障害福祉計画・沖縄市障害児福祉計画）』を策定しています。同計画は、障がい者施策の基本的事項を定める「第 4 次沖縄市障害者計画」と、3 年を 1 期として障害福祉サービス等の確保に関して定める「第 5 期沖縄市障害福祉計画」及び「第 1 期沖縄市障害児福祉計画」を一体的に策定したものとなっています。

これまで『障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち』を基本理念にかかげ、障がい者福祉施策の計画的実施と障害福祉サービス・地域生活支援事業等のサービス供給体制の整備を図ってきました。そうした中、現計画が令和 2 年度末に最終年度を迎えることから、この間の取り組みを点検・評価し、計画の見直しを行っていくことが必要となっています。

したがって本計画は、障がい者に関連する法制度の動向や社会の動き、国の基本指針等を踏まえ、地域に住む障がい者本人や障がい者団体等のニーズ把握、障害福祉サービス等に係る各種施策の点検等により課題を整理し、『第 5 次沖縄市障がい者プラン（第 5 次沖縄市障害者計画・第 6 期沖縄市障害福祉計画・第 2 期沖縄市障害児福祉計画）』を策定するものです。

## 2. 背景及び法的根拠

- 平成 23 年 7 月「障害者基本法」改正
- 平成 24 年 6 月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）制定
- 平成 24 年 10 月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
- 平成 26 年 1 月「障害者権利条約」批准
- 平成 28 年 4 月「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
- 平成 30 年 6 月「障害者文化芸術推進法」施行
- 令和元年 6 月「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）施行

本計画は、障がい者を取り巻く社会情勢の変化や関連法制度等の動向を踏まえるとともに、以下の根拠法に基づき『市町村障害者計画』、及び『市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画』を一体的に作成するものです。計画期間中も、各種法令等の見直しについて注視し、必要な対応を検討していくものとします。

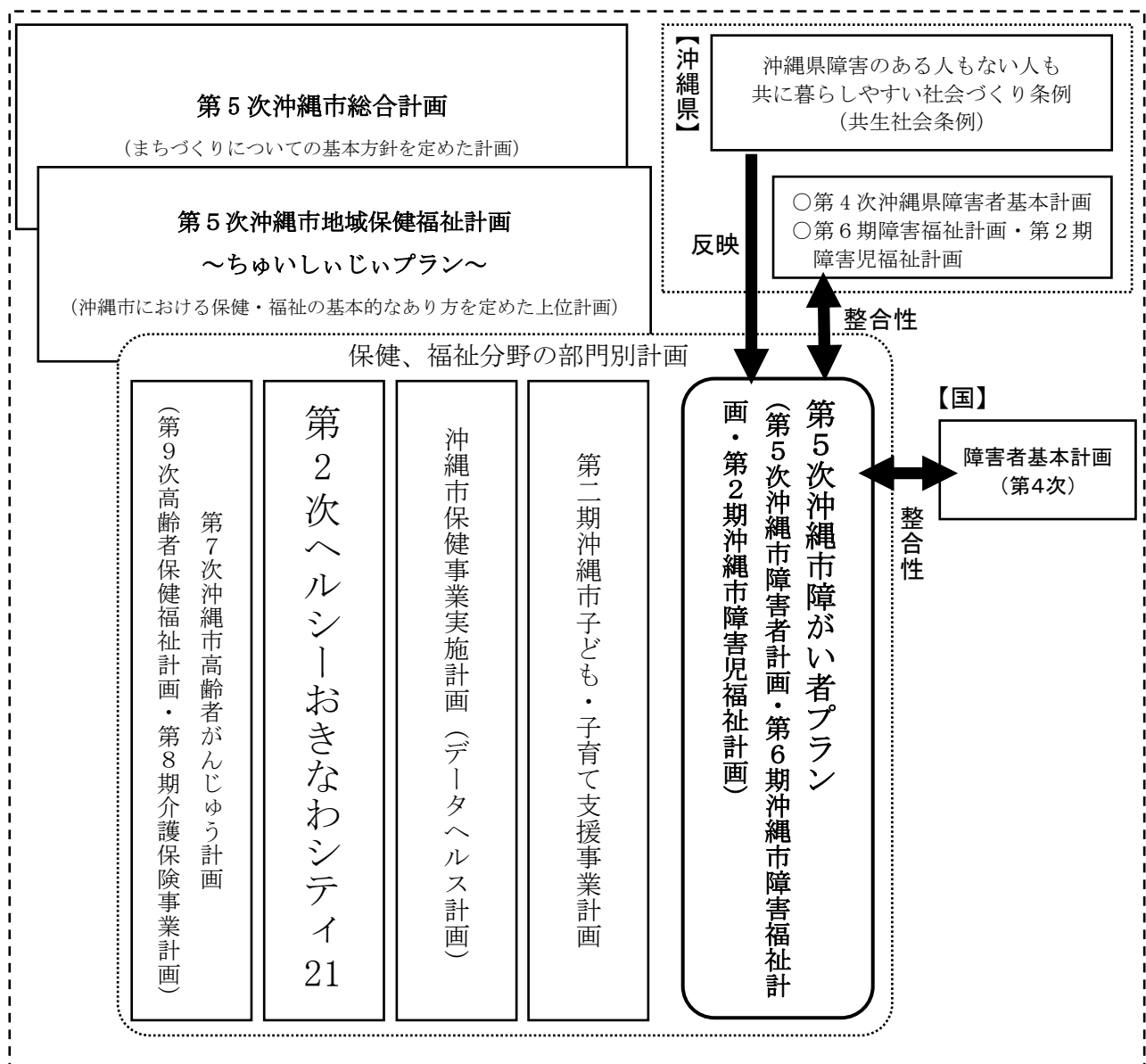
根拠法	計画名	概要
障害者基本法 (第 11 条第 3 項)	市町村障害者計画	障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画
障害者総合支援法 (第 88 条)	市町村障害福祉計画	障害福祉サービス等の見込み量や目標値、サービスの確保に向けた方策等を定める短期の計画
児童福祉法 (第 33 条の 20)	市町村障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込み量を定める計画

### 3. 計画の位置づけ

本計画は「第5次沖縄市総合計画」を最上位計画とする沖縄市の計画体系の中で、「第5次沖縄市地域保健福祉計画～ちゅいしいじいプラン～」を上位計画とする福祉分野の部門別計画です。

沖縄県の障害者計画である「第4次沖縄県障害者基本計画」や沖縄市における各種計画との整合を図りつつ、沖縄市の障がい者施策について基本的な考え方や各種サービスの目標事業量を定めるものであることから、「第5次沖縄市地域保健福祉計画」の分野別計画として位置づけます。

#### ■第5次沖縄市障がい者プランの位置づけ



#### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6カ年とします。

一体的に策定する計画のうち、障害福祉計画及び障害児福祉計画については、令和3年度から令和5年度までの3カ年とし、両計画とあわせて障害者計画の見直しも行き、『第5次沖縄市障がい者プラン〈改定版〉』の策定を行います。

なお、計画期間中であっても根拠法の改正等の動向に応じて、計画内容の見直しを行うものとなります。

計画の名称（根拠法）	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
沖縄市障がい者プラン	第5次沖縄市障がい者プラン					
				第5次沖縄市障がい者プラン〈改定版〉		
障害者計画 （障害者基本法）	第5次沖縄市障害者計画					見直し
障害福祉計画 （障害者総合支援法）	第6期沖縄市障害福祉計画			第7期沖縄市障害福祉計画		
障害児福祉計画 （児童福祉法）	第2期沖縄市障害児福祉計画			第3期沖縄市障害児福祉計画		

## 5. 本計画とSDGsとの関連

### (1) SDGs（持続可能な開発目標）とは

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### (2) 本計画とSDGsの関連

本計画の障がい福祉施策については、SDGs（持続可能な開発目標）の「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」の3つのゴール（目標）につながるものとして位置づけ、3つのゴールを意識した施策展開に努めます。







## Ⅱ 障がいのある市民を取り巻く現状



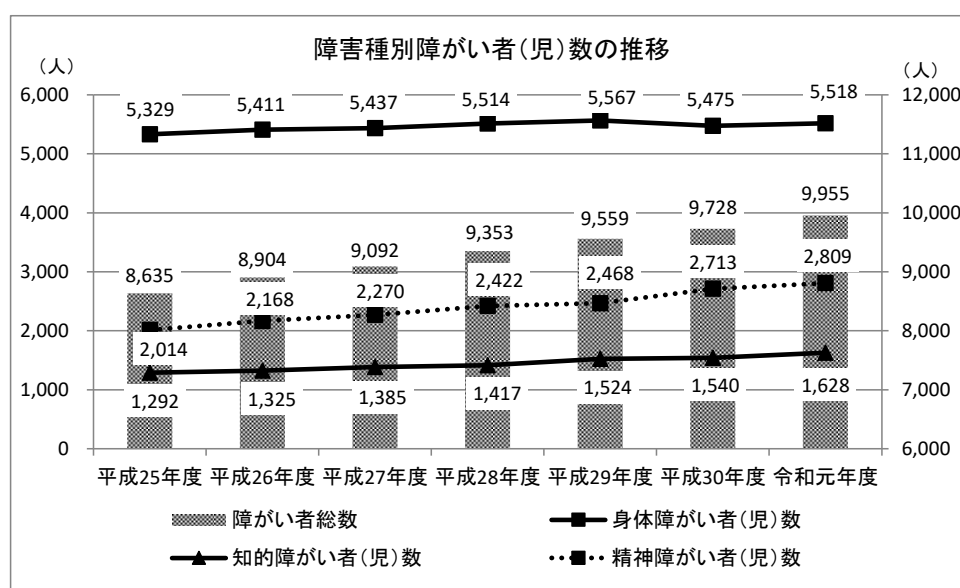
## Ⅱ 障がいのある市民を取り巻く現状

### 1. 障がいのある市民の状況

#### (1) 障害者手帳所持者数の推移

令和元年度の障害者手帳所持者数は、沖縄市総人口 142,533 人の 7.0% を占める 9,955 人となっており、平成 25 年度以降増加傾向で推移しています。

障害種別に見ると、身体障がい者（児）が全体の 55.4% を占める 5,518 人で最も多く、次いで精神障がい者（児）が 2,809 人（28.2%）、知的障がい者（児）が 1,628 人（16.4%）となっています。平成 30 年度の身体障がい者（児）を除き、いずれの障害種別においても平成 25 年度以降増加傾向で推移しています。



障がい者数の推移（障害者手帳所持者）

単位：人、%

	平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障がい者（児）総数	8,635	100.0%	8,904	100.0%	9,092	100.0%	9,353	100.0%	9,559	100.0%	9,728	100.0%	9,955	100.0%
身体障がい者（児）数	5,329	61.7%	5,411	60.8%	5,437	59.8%	5,514	59.0%	5,567	58.2%	5,475	56.3%	5,518	55.4%
知的障がい者（児）数	1,292	15.0%	1,325	14.9%	1,385	15.2%	1,417	15.2%	1,524	15.9%	1,540	15.8%	1,628	16.4%
精神障がい者（児）数	2,014	23.3%	2,168	24.3%	2,270	25.0%	2,422	25.9%	2,468	25.8%	2,713	27.9%	2,809	28.2%
沖縄市総人口	138,663		139,310		140,816		141,543		141,540		142,027		142,533	
障がい者（児）総数の割合	6.2%		6.4%		6.5%		6.6%		6.8%		6.8%		7.0%	
身体障がい者（児）数の割合	3.8%		3.9%		3.9%		3.9%		3.9%		3.9%		3.9%	
知的障がい者（児）数の割合	0.9%		1.0%		1.0%		1.0%		1.1%		1.1%		1.1%	
精神障がい者（児）数の割合	1.5%		1.6%		1.6%		1.7%		1.7%		1.9%		2.0%	

資料：福祉事務所の概要

令和元年度の障がい者と障がい児の内訳をみると、身体障がい者では、障がい者が5,374人(97.4%)、障がい児が144人(2.6%)、知的障がい者では、障がい者が1,190人(70.9%)、障がい児が438人(29.1%)となっています。

障がい者、児別の推移(障害手帳所持者)

単位:人、%

	平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)		
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	
障がい者(児)総数	8,652	100.0%	8,904	100.0%	9,092	100.0%	9,353	100.0%	9,559	100.0%	9,728	100.0%	9,955	100.0%	
身体障がい者	総数	5,329	100.0%	5,411	100.0%	5,437	100.0%	5,514	100.0%	5,567	100.0%	5,475	100.0%	5,518	100.0%
	18歳未満	157	2.9%	154	2.8%	148	2.7%	155	2.8%	158	2.8%	149	2.6%	144	2.6%
	18歳以上	5,172	97.1%	5,257	97.2%	5,289	97.3%	5,359	97.2%	5,409	97.2%	5,326	97.4%	5,374	97.4%
知的障がい者	総数	1,309	100.0%	1,325	100.0%	1,385	100.0%	1,417	100.0%	1,524	100.0%	1,540	100.0%	1,628	100.0%
	18歳未満	386	29.5%	368	27.8%	394	28.4%	386	27.2%	425	27.9%	417	27.7%	438	29.1%
	18歳以上	923	70.5%	957	72.2%	991	71.6%	1,031	72.8%	1,099	72.1%	1,123	72.3%	1,190	70.9%
精神障がい者	総数	2,014	100.0%	2,168	100.0%	2,270	100.0%	2,422	100.0%	2,468	100.0%	2,713	100.0%	2,809	100.0%

※精神障がい者については、年齢の内訳なし

資料:福祉事務所の概要

令和元年度末の身体障がい者の年齢区分別の障害種別については、全ての障害種別において70歳以上の割合が最も高くなっています。特に「聴覚・言語障害(平衡機能障害含む)」では64.0%が70歳以上となっており、他の障害種別に比べ高くなっています。

なお、18歳未満では全ての障害種別において5%未満となっています。

身体障がい者の年齢区分別・障害種別の状況(令和元年度末時点)

単位:人、%

	視覚障害		聴覚・言語障害 (平衡機能障害含む)		肢体不自由		内部障害		計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
18歳未満	5	1.7%	15	2.2%	93	4.1%	31	1.4%	144	2.6%
18歳以上65歳未満	97	33.9%	169	24.8%	946	41.6%	650	28.5%	1,862	33.7%
65歳以上70歳未満	37	12.9%	61	9.0%	279	12.3%	298	13.1%	675	12.2%
70歳以上	147	51.4%	436	64.0%	956	42.0%	1,298	57.0%	2,837	51.4%
計	286	100.0%	681	100.0%	2,274	100.0%	2,277	100.0%	5,518	100.0%

※同一人の重複障がいは第1障がい(最も重い障がい)のみをカウントしている

資料:福祉事務所の概要

精神疾患(てんかんを含む)で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減する精神障がい者通院医療公費負担の令和元年度の承認件数は、5,418件となっており、平成25年度以降増加傾向で推移しています。

精神障がい者通院医療公費負担承認件数の推移

単位:人

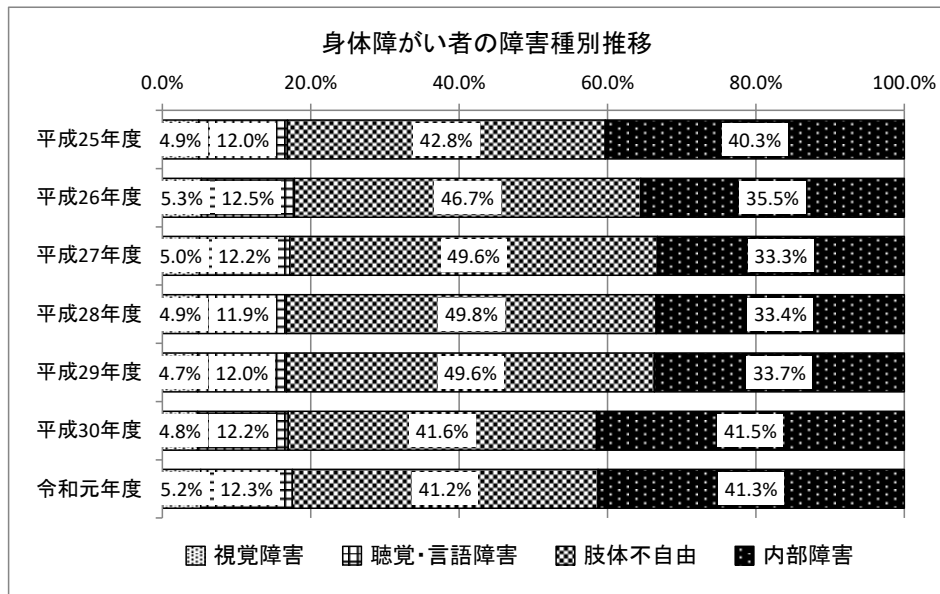
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
申請件数	4,276	4,486	4,697	4,885	5,029	5,210	5,418

資料:福祉事務所の概要

## (2) 身体障がい者の障害種別の推移

令和元年度の身体障がい者の障害種別については、「内部障害」が41.3%で最も多く、次いで「肢体不自由」が41.2%、「聴覚・言語障害」が12.3%、「視覚障害」が5.2%となっています。

経年的な推移をみると、平成25年度以降「肢体不自由」の割合が最も高くなっていましたが、令和元年度は「内部障害」の割合が最も高くなっていました。



身体障がい者の障害種別推移

単位:人、%

	平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	6,785	100.0%	6,697	100.0%	7,113	100.0%	7,253	100.0%	7,426	100.0%	5,475	100.0%	5,518	100.0%
視覚障害	331	4.9%	353	5.3%	355	5.0%	352	4.9%	352	4.7%	261	4.8%	286	5.2%
聴覚・言語障害	813	12.0%	838	12.5%	866	12.2%	862	11.9%	891	12.0%	667	12.2%	681	12.3%
肢体不自由	2,905	42.8%	3,128	46.7%	3,526	49.6%	3,614	49.8%	3,681	49.6%	2,275	41.6%	2,274	41.2%
内部障害	2,736	40.3%	2,378	35.5%	2,366	33.3%	2,425	33.4%	2,502	33.7%	2,272	41.5%	2,277	41.3%

※平成25年度から平成29年度は、同一人の重複障がいをすべてカウント、

平成30年度以降は、同一人の重複障がいは第1障がい(最も重い障がい)のみをカウントしている

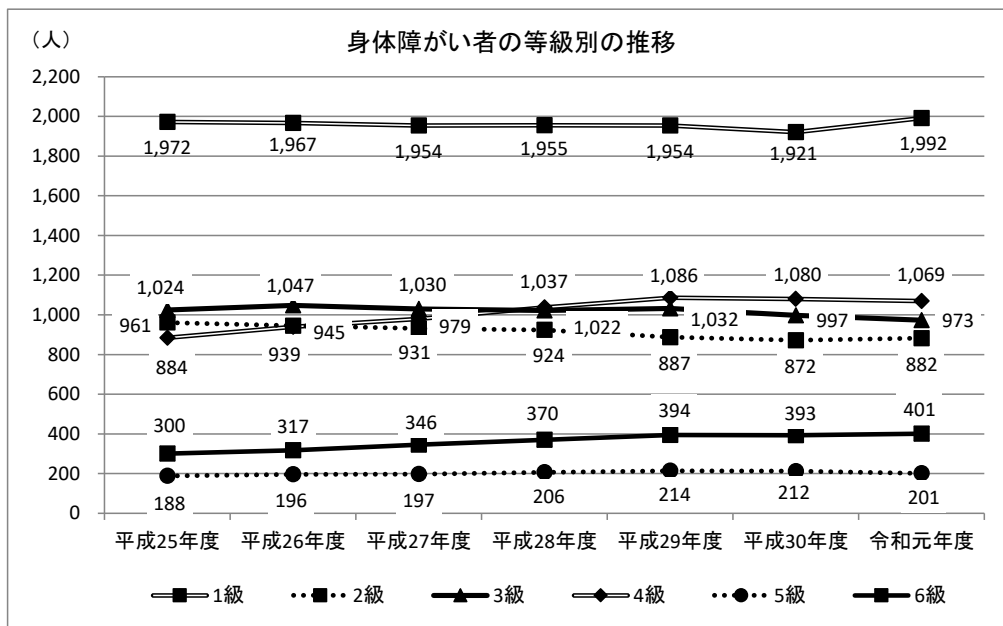
資料:福祉事務所の概要

### (3) 障害種別等級別の推移

#### 1) 身体障がい者の等級別の推移

令和元年度の身体障がい者の等級については、「1級」が36.1%を占める1,992人で最も多く、次いで「4級」の1,069人(19.4%)、「3級」の973人(17.6%)、「2級」の882人(16.0%)、「6級」の401人(7.3%)、「5級」の201人(3.6%)となっています。

前年度と比較すると、「1級」、「2級」、「6級」ではそれぞれ71人、10人、8人増加しており、「3級」、「4級」、「5級」ではそれぞれ24人、11人、11人減少しています。



身体障がい者の等級別の推移

単位:人、%

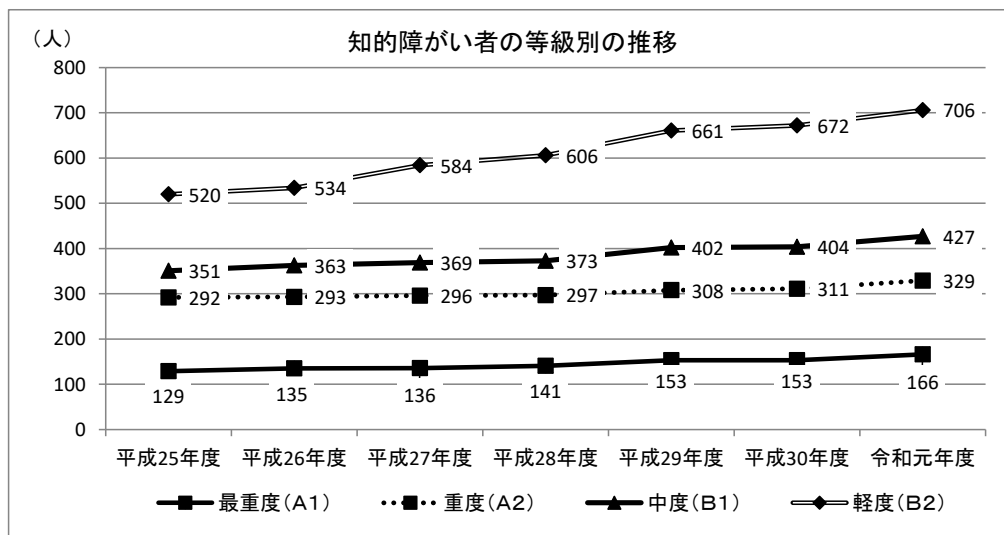
	平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計	5,329	100.0%	5,411	100.0%	5,437	100.0%	5,514	100.0%	5,567	100.0%	5,475	100.0%	5,518	100.0%
1級	1,972	37.0%	1,967	36.4%	1,954	35.9%	1,955	35.5%	1,954	35.1%	1,921	35.1%	1,992	36.1%
2級	961	18.0%	945	17.5%	931	17.1%	924	16.8%	887	15.9%	872	15.9%	882	16.0%
3級	1,024	19.2%	1,047	19.3%	1,030	18.9%	1,022	18.5%	1,032	18.5%	997	18.2%	973	17.6%
4級	884	16.6%	939	17.4%	979	18.0%	1,037	18.8%	1,086	19.5%	1,080	19.7%	1,069	19.4%
5級	188	3.5%	196	3.6%	197	3.6%	206	3.7%	214	3.8%	212	3.9%	201	3.6%
6級	300	5.6%	317	5.9%	346	6.4%	370	6.7%	394	7.1%	393	7.2%	401	7.3%

資料:福祉事務所の概要

## 2) 知的障がい者の等級別の推移

令和元年度の知的障がい者の等級については、「軽度（B2）」が43.4%を占める706人で最も多く、次いで「中度（B1）」の427人(26.2%)、「重度（A2）」の329人(20.2%)、「最重度（A1）」の166人(10.2%)となっています。

経年的な推移をみると、いずれの等級においても平成25年度以降増加傾向となっています。



知的障がい者の等級別の推移

単位：人、%

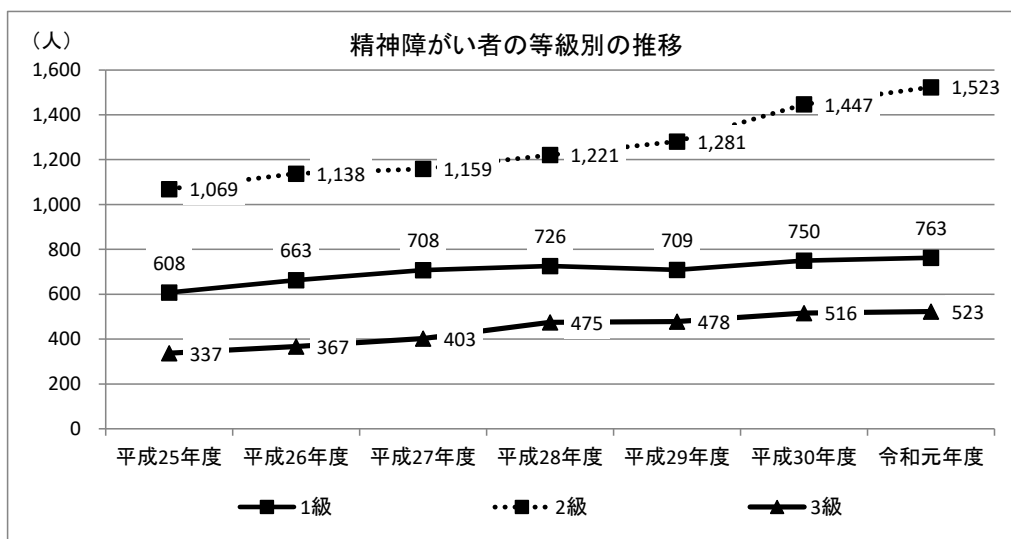
	平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合 計	1,292	100.0%	1,325	100.0%	1,385	100.0%	1,417	100.0%	1,524	100.0%	1,540	100.0%	1,628	100.0%
最重度(A1)	129	10.0%	135	10.2%	136	9.8%	141	10.0%	153	10.0%	153	9.9%	166	10.2%
重 度(A2)	292	22.6%	293	22.1%	296	21.4%	297	21.0%	308	20.2%	311	20.2%	329	20.2%
中 度(B1)	351	27.2%	363	27.4%	369	26.6%	373	26.3%	402	26.4%	404	26.2%	427	26.2%
軽 度(B2)	520	40.2%	534	40.3%	584	42.2%	606	42.8%	661	43.4%	672	43.6%	706	43.4%

資料：福祉事務所の概要

### 3) 精神障がい者の等級別の推移

令和元年度の精神障がい者の等級については、「2級」が54.2%を占める1,523人で最も多く、次いで「1級」の763人(27.2%)、「3級」の523人(18.6%)となっています。

経年的な推移をみると、いずれの等級においても平成25年度以降増加傾向となっています(平成29年度の「1級」を除く)。



精神障がい者の等級別の推移

単位:人、%

	平成25年度 (H26.3.31)		平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)		平成28年度 (H29.3.31)		平成29年度 (H30.3.31)		平成30年度 (H31.3.31)		令和元年度 (R2.3.31)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計	2,014	100.0%	2,168	100.0%	2,270	100.0%	2,422	100.0%	2,468	100.0%	2,713	100.0%	2,809	100.0%
1級	608	30.2%	663	30.6%	708	31.2%	726	30.0%	709	28.7%	750	27.6%	763	27.2%
2級	1,069	53.1%	1,138	52.5%	1,159	51.1%	1,221	50.4%	1,281	51.9%	1,447	53.3%	1,523	54.2%
3級	337	16.7%	367	16.9%	403	17.8%	475	19.6%	478	19.4%	516	19.0%	523	18.6%

資料:福祉事務所の概要



## 2. 支援が必要なこどもの教育・保育の状況

### (1) 発達支援保育の実施状況

令和元年度における発達支援保育の受け入れ園児数は 120 人となっています。

発達支援保育の実施状況

単位:人

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
発達支援保育人数	66	70	86	110	109	106	120

資料:福祉事務所の概要

### (2) 特別支援教育の実施状況

令和元年度における幼稚園の在籍園児数は 83 人、小学校の在籍児童数は 542 人、中学校の在籍生徒数は 176 人、特別支援学校の在学数は 471 人となっています。

経年的にみると、幼稚園の在籍園児数は増減を繰り返し、小学校や中学校の在籍児童数、生徒数は増加傾向で推移しています。特別支援学校では、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて減少していますが、平成 26 年度以降は増加傾向となっています。

特別支援教育の実施状況

単位:人

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
幼稚園	園児数	68	83	62	80	67	84	83
	学校数	16	16	16	16	16	16	16
小学校	児童数	198	215	265	343	419	465	542
	学校数	7	8	8	8	8	8	8
中学校	生徒数	69	82	78	86	109	145	176
	在学数	525	451	453	459	459	479	471

資料:学校基本調査報告書



### Ⅲ 計画の取り組み状況等について



### Ⅲ 計画の取り組み状況等について

#### 1. 第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>施策の課題

国・県の動向をはじめ、障がい当事者・難病患者へのアンケート結果、施策の点検・評価及び関係課ヒアリングを踏まえ、障がい者施策の主な課題を以下に整理しています。

##### 基本方向1 相談支援と情報提供の充実

- アンケート結果において、障がいのある方が独立して暮らしていくために必要なこととして、「近くに相談できる場所があること」が27.3%となり、相談支援の利用状況を前回調査と比較すると、「利用している」との回答が身体障がい者と知的障がい者で低下しています。また介助者が支援してほしいものとして「経済的な支援」に次いで、「相談の充実」が挙げられており、相談支援に関する周知徹底と気軽に相談できる体制の充実が今後も求められます。
- 委託相談支援事業所の相談員を障がい福祉課の窓口配置（曜日で担当を分け派遣）することで、窓口対応から関係性を構築し、各相談事業所につなげるなど機能強化を図っています。しかし人員の継続的な確保という課題もあり、今後は相談員の資質の向上や利用者との関係性を継続するための相談のあり方の検討などが求められます。
- 障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいに配慮した情報提供並びに円滑にコミュニケーションを行うことができる意思疎通支援が重要となります。点字・声の広報等の媒体の検討やICTの活用など、障がいに応じて円滑に情報を届けることができる手法について今後も検討していくことが求められます。また、聴覚障がい者等の意思疎通を円滑にするために、手話奉仕員の確保に努めており、手話奉仕員の手話通訳者へのステップアップなど、意思疎通支援の充実が求められます。
- 判断能力が不十分な障がい者の地域生活を支援するため、対象者の状況に応じて日常生活自立支援事業並びに成年後見制度の利用を通じた権利擁護に努めています。今後は市の現状と将来動向などを見据え、法人後見に対するニーズの把握並びに実施の必要性について検討が求められます。

##### 基本方向2 すべての人が暮らしやすい地域社会の充実

- アンケートの結果から障がい者（児）への施策を充実させていくために要望することとして、「障がいの特性に配慮された働く場の確保」が40.1%、「就労支援や自立訓練などの事業の充実」が32.4%となり、就労に関する要望が高く示されています。今後も就労相談、職場開拓や定着支援のためのフォローアップ、障がい者雇用にかかわる支援者の意識啓発、福祉・教育・医療との連携強化など、総合的な就労支援が求められます。

- アンケートの結果から、障がいのある方が独立して暮らしていくために必要なこととして「住まいが確保されること」が第1位となっています。これまでも市営住宅の建て替えにおけるバリアフリー住戸の整備や段差解消工事、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）等により安心して生活できる住まいの確保に努めており、今後は入所施設から地域生活への移行を進めていくためにもグループホーム等も含めた住まいの確保の充実が求められます。
- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点等」について、市では事業所を集めた勉強会等を通じて、整備手法や段階的な機能確保のあり方等を検討し、令和2年度中の整備に向け取り組んでいるところです。
- アンケート結果から、地震や台風などの災害時に約3割の方が「ひとりで、避難できない」または「安全なところまで、すぐに避難することができない」と回答しており、緊急時の対応について充実を図る必要があります。自主防災組織の立ち上げ支援、自主防災組織やNPO団体等と連携した避難訓練、講演会等を通じた防災に関する周知などに努め、近隣住民等との連携による支え合いの地域づくりの拡充が求められます。
- アンケート結果から、障がいがあるために差別やいやな思いをしたことがあるという回答は知的障がい者で4割を超え、また前回調査結果よりも上昇しており、障がいに対する正しい理解や偏見の解消に向けた啓発の強化が求められます。福祉まつり、障害者週間、ハートフル展等を実施する際、より多くの市民との多様な交流や相互理解につながるよう、テーマ設定や呼びかけ方など開催手法について充実が求められます。
- 就学支援委員会を開催し、医師等の専門家の意見や保護者や幼児、児童及び生徒の希望等も踏まえ、適切な特別支援教育を進めるための支援を行っています。今後も巡回就学相談員が幼稚園や小学校を巡回し、「発達の気になる子」の観察や保護者等の相談対応等に努めながら、障がいの有無にかかわらず、合理的配慮を受けながら共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築に向けた検討が求められます。
- 家庭と福祉と教育の連携「トライアングル」プロジェクトの一環として、特別支援教育コーディネーター連絡会において、福祉制度等についての説明を行うなど、連携体制の構築が求められています。
- 児童発達支援に取り組むにあたって「沖縄市こどもの発達支援に関する指針」をもとに保健、福祉、保育、教育の関係者間の共通認識を図り、各発達段階における支援の充実とともに、乳幼児期から学齢期、学齢期から学齢期以降など、ライフステージにおいて切れ目ない支援の充実が求められます。
- 障がい者スポーツの普及に向けた各種スポーツ・レクリエーション教室の開催、スポーツ用具（ボッチャ）貸し出しなどを行っており、障がい者の体力づくりや余暇の充実を図るため、スポーツ・レクリエーションの普及促進が求められます。また市の地域資源（音市場、ワンダーミュージアム等）を活用した芸術や音楽などに関する活動支援を検討します。

### 基本方向3 健康づくりへの支援

- 1歳6か月健診、3歳児健診の問診や保健指導を通じて「発達気になる子」のスクリーニングを実施し早期発見に努めています。また乳児一般健康診査（0歳）において、子育ての不安や悩みを聞き取り、早期支援につながるよう努めており、関係機関等との連携による支援を必要とする対象者の把握並びに発達に応じた切れ目ない支援を行うための体制の強化が求められます。
- 沖縄市障害福祉ガイドブックへ自立支援医療制度を掲載するとともに、病院でも制度の周知を行っています。また沖縄市こども支援ガイドブック OKIKU 手帖に小児科、歯科医院等の医療情報、自立支援医療（育成医療）を掲載し、こんにちは赤ちゃん訪問等で配布を行っており、支援を必要とする方が適切かつ円滑に医療を受けることができるよう制度の周知徹底が求められます。

## 2. 第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>の取り組み状況

第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>には、3つの基本方向、101の事業・具体的な取り組みが位置づけられ、複数の課にまたがる事業・具体的な取り組みがあるため、担当課ごとに評価する場合、124の事業・具体的な取り組みとなります。

令和元年度における進捗状況を以下のAからDまでの基準で評価を行った結果、計画全体で「A：達成できた」が29.0%、「B：概ね達成できた」が54.0%、「C：取り組んだが達成できなかった部分もある」が13.7%、「D：達成できなかった、評価不能」が3.2%となっています。

計画で位置づけられた取り組みの83.0%が概ね順調に展開できていることが伺えます。

### ■令和元年度 進捗状況

	A	B	C	D	計
計画全体	36 (29.0%)	67 (54.0%)	17 (13.7%)	4 (3.2%)	124 (100.0%)
1. 相談支援と情報提供の充実	3 (10.7%)	20 (71.4%)	4 (14.3%)	1 (3.6%)	28 (100.0%)
2. すべての人が暮らしやすい地域社会の充実	26 (32.1%)	41 (50.6%)	11 (13.6%)	3 (3.7%)	81 (100.0%)
3. 健康づくりへの支援	7 (46.7%)	6 (40.0%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)

※各評価割合は、四捨五入された表示となっており、合計が100.0%とならないことがある

### ■評価基準

A	達成できた
B	概ね達成できた
C	取り組んだが達成できなかった部分もある
D	達成できなかった、評価不能

達成できなかった、評価不能の事業・具体的な取り組みは、「1-(2)-①成年後見制度法人後見支援事業」、「2-(1)-③職員採用に関すること」、「2-(2)-②自立生活援助」、「2-(7)-①居宅訪問型児童発達支援」の4つとなります。

### ■Dとなった理由

成年後見制度法人後見支援事業	法人後見について、研修等の見直しにかかる現状と課題の把握が十分できず、研修等を実施できなかった。
職員採用に関すること	障がい特性を踏まえた職務の選定及び創出が不十分であり、新たな障がい者の雇用に対し消極的な面があった。
自立生活援助	県内で、指定を受けている事業所がない。
居宅訪問型児童発達支援	県内で、指定を受けている事業所がない。



## IV 計画の基本的な考え方



## IV 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

人は、生まれながらにしてひとりの人としての権利を持っています。何人によっても侵されてはならないその権利は、だれもが持つものですが、日々を送る生活の中で意識することは少ないかもしれません。

しかしながら、私たち誰もが、人間としての権利が尊重されていない状態では、安心して暮らしていくことはできません。安心して生まれ、遊び、学び、働き、休むことができる環境、家族や友人とのつながりなど、目に見えるものから目に見えないものを含め、誰かに支えられつつ他の誰かを支えながら生活しています。

障がいがある人は、障がいのない人と比べて、より多くの手助けや状態に応じた配慮が必要になる場合が少なからずあります。だからといって、障がいのある方が特別なわけではありませんし、逆に障がいのない方が特別でもありません。

私たちはみな、互いの関係性の中できかわり合い、支え合って暮らしています。障がいがあることによって、暮らしの中で、差別や生きづらさなどを感じるのであれば、力をあわせて変えていかなければなりません。

人は一人ひとり違いがあることを前提に、互いを認め合い、相互に尊重しあって暮らすことが当たり前となれば、沖縄市は今までよりもより暮らしやすいまちになるはずです。このような考えのもと、この計画における基本理念を以下のように定めます。

<基本理念>

障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、

だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち

## 2. 各施策の横断的な視点

本計画の施策は、個々が独立しているのではなく、複数の施策と関連性を持つものです。効果的な施策展開を進める上での横断的な視点を次のように定めます。

### (1) 障がい者の意思決定の支援と合理的配慮

障がい者が自らの意思決定に基づき社会参加する主体であることを踏まえ、障がい者に関する施策の策定及び実施にあたっては、本人や家族等の関係者の意見を聴くなど、その意見を尊重するよう努めます。

また、障がい者本人の自己決定を尊重する観点から、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定の支援とともに、何らかの配慮を求める声があった場合に、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くことに努めます。

### (2) インクルーシブな社会づくり

障がい者が地域で安心して生活するためには、地域とのつながりが欠かせません。しかしアンケートで地域活動へ参加していると回答した障がい者は 16.2%と低く、地域コミュニティの核となる自治会からも「障がい者の生活がみえない」、「日常的な交流がない人をどう支援すればよいのか」等の声があり、市民同士の支え合いを育むためには、障がい当事者や保護者、支援者等が地域と日常の中で関わることが重要と考えます。

すべての人は、多様な属性やニーズを持っていることを前提として、性別や人種、民族や国籍、出身地や社会的地位、障害の有無など、その持っている属性によって孤立したり、排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み、支え合うインクルーシブな社会づくりを目指します。

### (3) 地域共生社会の実現

障害者基本法及び障害者差別解消法の理念に沿って、障害及び障がい者に対する市民の理解を促進するための啓発等を通じて、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら、地域の課題を「我が事」としてとらえ、「支え手側」と「受け手側」に区分することなく、互いに支え合いながら生きていける地域共生社会の実現を目指します。

### 3. 計画の基本目標

これまで見てきたような基本理念と各施策の横断的な視点により、この計画の大きな目標を以下のようにします。



#### 基本目標Ⅰ 共に支え合う社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながる地域共生社会を実現するためには、すべての市民が互いを認め合い、個性を尊重し、共に支え合う環境の充実が求められます。

多岐にわたる悩み事や障がい特性に応じたニーズに対応できる相談支援の充実を図るとともに、自立生活や多様な社会参加等につながる情報提供の充実に努めます。

障がいに対する正しい理解を促すための啓発や福祉教育、障がいを理由にした差別の解消及び権利擁護のための取り組みを推進します。



#### 基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、

#### 共に学び活動できる社会の実現

障がいのある人が、地域のなかで安全、安心に暮らし続けていくためには、道路や建物のづくりなどの目に見える障壁を取り除くだけでなく、自らの意思に基づき様々な分野の活動等への参加できる環境の充実が求められます。

公共施設のバリアフリー化や居住支援を進めるとともに、防災、防犯対策の充実に努めます。また障がいの有無にかかわらず可能な限り共に保育や教育を受けられる環境の充実、施設入所者の地域移行及び地域で暮らし続けることができる支援体制の充実を図ります。



#### 基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現

心身の健康を保つことは、障がいの有無にかかわらず生活の質の向上につながります。

そのため、市民の健康づくりや障がいの原因となる疾病等の予防に努めるとともに、乳幼児健診等を通じた「発達気になる子」の早期発見と早期支援、学齢期の精神保健対策の充実など、保健、医療、福祉、教育など関係者が連携し、ライフステージで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

障がいのある人が必要とときに必要なケアを受けることができるよう情報提供を行うとともに、日常生活を支える各種福祉サービスの量的確保と質の向上に努めます。

障がいのある人の生きがいと経済的な基盤となる仕事について、関係機関等と連携しながら総合的な支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーションなどを通じた交流や社会参加の促進に努めます。

## 4. 計画の体系

〈基本理念〉

障がいの有無にかかわらず、人権を尊重し、だれもが安心して暮らせる福祉文化のまち

基本目標	施策の方向	施策	事業・具体的な取組み	頁
I 共に支え合う社会の実現	I-1 相談支援体制の充実	I-1-(1) 専門的な相談支援の充実	①市の窓口における相談機能の強化	26
			②障害者相談支援の充実および資質向上	26
	③基幹相談支援センター		26	
	④沖縄市障がい者自立支援協議会		27	
	⑤医療的ケア児支援のための支援体制の構築		27	
		I-1-(2) 多様な相談支援体制の整備	①自発的活動支援事業(ピアサポート)	28
			②家族会への支援	28
			③各種市民相談業務との連携	28
	I-2 情報提供等の充実	I-2-(1) 多様な情報提供の充実	①点字・声の広報等発行事業(社会参加促進事業)	29
			②市立図書館における情報提供の充実	29
	③難病患者に対する情報提供の充実		29	
		I-2-(2) 意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業、手話奉仕員養成事業(社会参加促進事業)	30
	I-3 権利擁護の推進	I-3-(1) 権利擁護のための支援	①成年後見制度の利用支援	30
			②日常生活自立支援事業の周知	30
	I-3-(2) 障がい者虐待の防止と適切な対応	①障がい者虐待の防止と適切な対応の実施	31	
I-4 支え合いの心を育む啓発の推進	I-4-(1) 福祉教育の推進	①福祉教育の推進	31	
		②共生社会の実現に向けた意識啓発の推進	31	
	I-4-(2) 交流機会の創出	①児童センター・あげだ児童館	32	
		②理解促進研修・啓発事業(「ハートフル福祉フェア」(障害者週間、精神保健福祉普及月間))	32	
	I-4-(3) ボランティアの育成と活動の充実	③沖縄市福祉まつり事業	32	
		①ボラントピア事業	32	
II 共に学び安心活動できる社会で暮らせる社会の実現	II-1 人にやさしいまちづくり	II-1-(1) 快適な公共施設等の整備・促進	①公共施設等のバリアフリー化の推進	34
			②市営住宅建替事業・市営住宅維持管理事業	34
		II-1-(2) 居住サポート及び住宅の改修	①住居入居等支援事業(居住サポート事業)	34
			②あんしん賃貸支援事業の周知	35
			③日常生活用具給付事業(住宅改修費)	35
	II-1-(3) 防災、防犯対策の推進	①自主防災組織の育成	35	
		②災害時の要配慮者支援体制の充実	35	
		③避難行動要支援者避難支援事業	35	
		④防犯対策の推進	36	
		II-1-(4) 選挙時における配慮の充実	①選挙時における配慮の充実	36
	II-2 保育、教育、療育等の充実	II-2-(1) インクルーシブ教育システムの構築	①インクルーシブ教育システムの構築	37
			②沖縄市トライアングルプロジェクトの推進	37
		II-2-(2) 療育及び発達支援の充実	①沖縄市こども発達支援センターの設置及び機能拡充	37
			②巡回相談「はっち」	37
③親子通園「きらきら」			38	
④乳幼児発達相談事業			38	
⑤発達支援保育事業			38	
⑥発達支援研修会の実施	38			

基本目標	施策の方向	施策	事業・具体的な取組み	頁
共に学び安心・快適に暮らせる社会の実現	Ⅱ-2 保育、教育、療育等の充実	Ⅱ-2-(3) 特別支援教育等の推進	①特別支援教育巡回相談	39
			②教育支援委員会	39
			③通級指導教室	39
			④特別支援巡回アドバイザー派遣事業	39
			⑤特別支援教育研修会	39
	Ⅱ-2-(4) 学校・関係機関等との連携強化	①特別支援教育コーディネーター連絡会	40	
		②市内小中学校と支援学校との交流会	40	
		③「スクールソーシャルワーカー」の配置	40	
	Ⅱ-2-(5) 放課後・休業期間における活動の充実等	①児童センター・あげだ児童館及び放課後児童クラブでの受け入れの充実	40	
		②放課後等デイサービス等の充実	41	
Ⅱ-3 地域生活を支える体制の充実等	Ⅱ-3-(1) 地域移行及び定着を支える体制の充実	①地域生活支援拠点の協議の場の設置及び機能の充実	41	
		②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	41	
		③地域移行支援の充実	42	
Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現	Ⅲ-1 疾病の予防並びに障がいへの早期対応	Ⅲ-1-(1) 乳幼児の「発達気になる児」の早期発見及び早期支援	①乳幼児健診事業	44
			②こんにちは赤ちゃん事業・母子保健事業	44
			③関係機関との連携体制の充実	44
		Ⅲ-1-(2) 学齢期の精神保健対策の充実	①「個に応じた対応」の取り組み	44
			②発達障がいに関する研修会	45
		Ⅲ-1-(3) 生涯を通じた健康づくりの推進	①健康づくり推進事業	45
	Ⅲ-2 日常生活を支える福祉サービスの充実と医療制度の周知	Ⅲ-2-(1) 障がい福祉サービスの充実	①障がい福祉計画に基づくサービスの充実	45
			②サービスの質の向上	45
			③日中一時支援事業	46
			④重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業	46
			⑤日常生活用具給付事業	46
	Ⅲ-2-(2) 医療情報提供体制の充実	①医療情報提供の充実	46	
		②自立支援医療及び医療費助成制度の周知等	47	
	Ⅲ-3 雇用の拡大及び就労支援の充実	Ⅲ-3-(1) 雇用拡大に向けた取り組み	①障がい者就労の協議の場の設置及び福祉的就労の工賃の向上への取り組み	47
			②一般就労に向けた総合的な支援	47
			③労働・教育関連機関との連携	48
		Ⅲ-3-(2) 就労支援の充実等	①就労訓練等の充実	48
	Ⅲ-4 社会へ参加する機会の充実	Ⅲ-4-(1) 社会参加を促進するための支援	②公的機関での雇用促進	48
			③農福連携に向けた検討	48
			①地域活動支援センター機能強化事業	49
Ⅲ-4-(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援		②移動支援事業	49	
		③自動車運転免許取得・改造助成事業(社会参加促進事業)	49	
		①障がい者のスポーツ機会の創出	50	
Ⅲ-4-(3) 文化芸術活動等への参加促進		②障がい者も利用できるスポーツ用具の購入・貸与による活動支援	50	
		③障がい者スポーツの普及(スポーツレクリエーション教室開催等事業)	50	
Ⅲ-4-(4) 生涯学習の充実		①文化芸術活動等への参加促進	50	
	①中央公民館運営	51		
②中央公民館自主事業	51			





## V 施策の展開



## V 施策の展開

### 基本目標 I 共に支え合う社会の実現

地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超え『丸ごと』つながる地域共生社会を実現するためには、すべての市民が互いを認め合い、個性を尊重し、共に支え合う環境の充実が求められます。

多岐にわたる悩み事や障がい特性に応じたニーズに対応できる相談支援の充実を図るとともに、自立生活や多様な社会参加等につながる情報提供の充実に努めます。

障がいに対する正しい理解を促すための啓発や福祉教育、障がいを理由にした差別の解消及び権利擁護のための取り組みを推進します。

#### 【基本目標 I 施策を評価するための指標及び見込値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
自発的活動支援事業（ピアサポート）	実施箇所数	3	3	3	障がい福祉課
	相談件数	996	1,046	1,098	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	12	13	14	障がい福祉課
	報酬助成件数	23	24	25	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
理解促進研修・啓発事業（「ハートフル福祉フェア」 （障害者週間、精神保健福祉普及月間））	開催回数	1	1	1	障がい福祉課
	参加団体数	70	74	78	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
委託相談支援	月当たり相談者数	502	517	533	障がい福祉課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
医療的ケア児連絡会	開催回数	6	6	6	障がい福祉課

## I-1 相談支援体制の充実

自らの意識を伝える又は意思を決定することが困難な障がいを持つ方々について、年齢や性別、障がい種別など一人ひとりの状態に応じた適切な支援を行うことを通じて、地域生活を支えることができる総合的な相談支援に取り組みます。

### I-1-（1）専門的な相談支援の充実

#### ①市の窓口における相談機能の強化

取り組み内容	担当課
<p>市障がい福祉課窓口への相談員の配置により、専門性をいかした相談対応の充実とともに相談機関とのネットワークの強化に努めます。</p> <p>併せて、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」の理解を相談員が深めることを通じて、共生社会の実現に向けた相談支援の充実を図ります。</p>	障がい福祉課

#### ②障害者相談支援の充実及び資質向上

取り組み内容	担当課
<p>相談支援事業として、すべての障がいに対応できる拠点を引き続き設置していくとともに、基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、情報提供、総合的な障がい者等の相談指導や意思決定支援、ICT等の活用など相談支援事業の強化を図ります。</p> <p>加えて、相談支援事業所定例会等により、相談支援事業所間の連携・情報交流を促進していくことや沖縄県中部圏域自立支援連絡会議等と連携し、家族や支援者から受けるさまざまな悩みについての理解を深め、解決に向けた方法の充実を図るとともに、講習会の開催、客観的な評価を通じて、相談員の資質向上に努めます。</p> <p>委託相談支援事業所が身近な相談・情報提供窓口となるよう、地区担当制での対応を行います。</p>	障がい福祉課

#### ③基幹相談支援センター

取り組み内容	担当課
<p>地域の相談支援の拠点的な役割を担う基幹相談支援センターを継続して設置し、沖縄市障がい者自立支援協議会の運営、支援ネットワークの効果的な活用、支援困難事例への対応や相談支援事業所に対する指導・助言を行うなど、障がいのある方や家族等が相談しやすい体制の構築に努めます。</p>	障がい福祉課

④沖縄市障がい者自立支援協議会

取り組み内容	担当課
<p>基幹相談支援センターを中心として、障がい者自立支援協議会を定期的で開催し、地域での困難事例等に柔軟に調整・対応していくことができるよう、個別支援会議の開催や相談支援事業所等との定期的な協議の場の設置を継続します。</p> <p>また、運営会議において地域の課題や協議の進捗状況を把握し、重点的に取り組むべきテーマについて専門部会を設置し、課題解決を図ります。</p>	障がい福祉課

⑤医療的ケア児支援のための支援体制の構築

取り組み内容	担当課
<p>沖縄市障がい者自立支援協議会に設置した「沖縄市医療的ケア児等支援連絡会」を通じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働し、医療的ケアが必要な子ども等が身近な地域において、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができる支援体制の構築を図ります。</p>	<p>こども相談・健康課            保育・幼稚園課            障がい福祉課            指導課</p>

## I-1-(2) 多様な相談支援体制の整備

### ①自発的活動支援事業（ピアサポート）

取り組み内容	担当課
家族会や当事者団体のネットワークを活用した社会参加を促進するための情報提供並びに当事者同士で気軽に相談できる相談支援の充実を図ります。 相談スキルの向上に努めるとともに、当事者やその家族の知りたい情報を把握、情報発信等により利用を促進します。	障がい福祉課

### ②家族会への支援

取り組み内容	担当課
家族同士の交流や支え合い活動の充実促進に向けて、研修会や情報交換等の支援を行います。 また、イベント等の際に家族会活動の周知を図り、家族会への加入促進につなげていきます。	障がい福祉課

### ③各種市民相談業務との連携

取り組み内容	担当課
沖縄市の実施する各種市民相談業務（人権相談、生活相談、教育相談、健康相談等）との連携を図ります。	障がい福祉課

## I-2 情報提供等の充実

障がい者が自立した生活を送ることに必要な支援を受けるためには、必要な情報に円滑にアクセスできることが重要となります。

ICT の活用など、障がいの特性に配慮した情報提供に努めるとともに、円滑な意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

### I-2-(1) 多様な情報提供の充実

#### ①点字・声の広報等発行事業（社会参加促進事業）

取り組み内容	担当課
<p>障がいの有無にかかわらず全ての市民が等しく市が発信する情報を受け取ることができるようにするため、声の広報や点字広報による情報提供の充実に努めます。</p> <p>SNS や音声読み上げソフトの活用など、声の広報や点字広報以外についても、関係部署と連携し、市民ニーズ等を踏まえた取り組みの充実に努めます。</p>	<p>障がい福祉課 秘書広報課</p>

#### ②市立図書館における情報提供の充実

取り組み内容	担当課
<p>大活字本、音声図書資料や電子図書館の利用促進を図るとともに、「読書サポート室」を積極的に活用してもらうための周知等に努めます。</p> <p>関係機関等との調整・連絡を強化し、該当利用者のニーズを把握し、資料提供に努めるとともに、朗読ボランティアの育成など、支援の充実に努めます。</p> <p>また、来館困難な障がい者に対する図書館資料の郵送貸出を行います。</p>	<p>市立図書館</p>

#### ③難病患者に対する情報提供の充実

取り組み内容	担当課
<p>障がい福祉課及び基幹相談支援センターにおいて、難病患者等に対する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、保健所等の関係機関との連携や各種情報媒体を通じて障害福祉サービスの利用や給付について積極的な情報提供に努めます。</p>	<p>障がい福祉課</p>

## I-2-(2) 意思疎通支援の充実

### ①意思疎通支援事業、手話奉仕員養成事業（社会参加促進事業）

取り組み内容	担当課
<p>聴覚障がい者の意思疎通をより円滑なものとするために、手話奉仕員等の養成・確保を図るとともに、手話通訳者等の設置・派遣の充実に努めます。</p> <p>また、窓口でのコミュニケーションボードやICTの活用を図るなど、意思疎通のため柔軟に対応していきます。</p> <p>市職員等を対象に、障がい特性等を理解するための研修の実施等を通じて、意思疎通の円滑化が図られる体制づくりに努めます。</p>	障がい福祉課

## I-3 権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、行政と障がい者団体など様々な主体と連携し、「障害者差別解消法」の周知や全市民を対象とした啓発活動を展開するなど、障がい者差別の解消に向けて取り組みます。

また障がい者に対する虐待の防止、権利侵害の防止や被害の救済など、障がい者の権利擁護に向けた取り組みの充実に努めます。

### I-3-(1) 権利擁護のための支援

#### ①成年後見制度の利用支援

取り組み内容	担当課
<p>判断能力が乏しく、契約等の法律行為をする上で意思決定が困難な知的障がい者・精神障がい者を保護するため、市民及び関係機関へ成年後見制度の周知と利用促進に努めます。</p> <p>また、対象者の状況に応じて、代替サービスにつなげるための関係機関と調整を行います。</p> <p>成年後見制度に関するニーズ把握等に努め、「成年後見制度法人後見支援事業」について検討を行います。</p>	障がい福祉課

#### ②日常生活自立支援事業の周知

取り組み内容	担当課
<p>福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理や書類等の管理に支援が必要な障がい者に対し、沖縄市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の周知を行います。</p>	障がい福祉課



### I-3-(2) 障がい者虐待の防止と適切な対応

#### ①障がい者虐待の防止と適切な対応の実施

取り組み内容	担当課
障がい者虐待の防止や早期発見に向け、市民や事業者等に対し、研修や講演会等の開催やパンフレット等を活用し、障がい者虐待防止に関する知識や理解の啓発、通報義務等の周知に努めます。また、関係機関との連携協力体制を整えるため、障がい者虐待防止ネットワークの構築を図り、当事者及び擁護者等に対し、適切な支援を行います。	障がい福祉課

### I-4 支え合いの心を育む啓発の推進

「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を地域全体で共有し、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が、お互いに支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるよう、福祉教育や意識啓発を進めます。

#### I-4-(1) 福祉教育の推進

##### ①福祉教育の推進

取り組み内容	担当課
教育委員会と福祉関連部局が連携し、市内の小・中学校における道徳や各教科、総合的な学習の時間の取り組み等において、年齢に応じて、障がい者への理解を深め、その人らしさを認め合いながら共に生きることをテーマにした福祉教育の充実に努めます。	指導課 障がい福祉課

##### ②共生社会の実現に向けた意識啓発の推進

取り組み内容	担当課
あらゆる機会・場や各種情報媒体の活用により、市民に対し、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）」の基本理念や内容の周知を図り、共生社会の推進に努めます。 共生社会条例に抵触すると思われる行為などがあった場合には、個別訪問等により丁寧な説明の実施に努め、理解を促していきます。 また、地域生活や社会参加を行う上で、手話を含めた多様なコミュニケーションの手段の確保が重要であることについても市民への普及・啓発を図ります。	障がい福祉課

#### I-4-(2) 交流機会の創出

##### ①児童センター・あげだ児童館

取り組み内容	担当課
<p>児童館や児童センターに発達支援指導員を配置し、障がいのある児童とそうでない児童が共に活動する場を提供することにより、思いやりの心を育みます。</p> <p>また、障害児通所支援の事業所などに対して施設の団体利用や行事等を案内し、地域の交流の場としての活用促進に努めます。</p>	こども家庭課

##### ②理解促進研修・啓発事業（「ハートフル福祉フェア」（障害者週間、精神保健福祉普及月間））

取り組み内容	担当課
<p>障害者週間のイベント等を通じて、障がい者に対する理解を深めるための普及啓発及び障がい者同士や市民との交流の強化に努めます。また、当事者のより主体的な社会参加を促進するためのテーマ及びイベントの開催方法について関係団体と協議し取り組みます。</p>	障がい福祉課

##### ③沖縄市福祉まつり事業

取り組み内容	担当課
<p>沖縄市の福祉団体等の活動内容などを広く市民に理解してもらおうとともに、本市における福祉団体の相互理解、福祉教育の充実を図り、地域における連携・協力を深める機会を創出するために、沖縄市社会福祉協議会が主催する福祉まつりの開催を支援します。</p> <p>今後は、呼びかけの方法、開催場所、対象範囲など、より身近な地域における交流及び理解を深めることができる開催方法の工夫を求めています。</p>	ちゅいしいじい課

#### I-4-(3) ボランティアの育成と活動の充実

##### ①ボラントピア事業

取り組み内容	担当課
<p>沖縄市社会福祉協議会において、ボランティアに関する相談、情報発信等の取り組みを行っており、その活動を支援しています。今後は、地域ごとのニーズに沿ったボランティア人材の育成・発掘と併せて、地域におけるマッチングにも力を入れることで、住民同士が支え合う地域づくりが図られるよう求めています。</p>	ちゅいしいじい課

## 基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現

障がいのある人が、地域のなかで安全、安心に暮らし続けていくためには、道路や建物のつくりなどの目に見える障壁を取り除くだけでなく、自らの意思に基づき様々な分野の活動等へ参加できる環境の充実が求められます。

公共施設のバリアフリー化や居住支援を進めるとともに、防災、防犯対策の充実に努めます。また障がいの有無にかかわらず可能な限り共に保育や教育を受けられる環境の充実、施設入所者の地域移行及び地域で暮らし続けることができる支援体制の充実を図ります。

### 【基本目標Ⅱ 施策を評価するための指標及び見込値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
沖縄市トライアングルプロジェクトの推進	会議等開催	1	1	1	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
特別支援教育巡回相談	相談件数	676	694	713	指導課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
発達支援研修会の開催	回数	6	6	6	こども相談・健康課 保育・幼稚園課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
地域生活支援拠点の協議の場の設置及び機能の充実	拠点部会開催数	2	2	2	障がい福祉課
	緊急時受入施設数	3	5	7	

## II-1 人にやさしいまちづくり

障がい者を含めたすべての市民が安心して生活できるよう、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」等に基づき、公共施設、道路・公園、公共交通機関などのバリアフリー化を促進するとともに、住宅のバリアフリー化の啓発、防災・防犯対策の充実に努めます。

### II-1-（1）快適な公共施設等の整備・促進

#### ①公共施設等のバリアフリー化の推進

取り組み内容	担当課
<p>ユニバーサルデザインのまちづくりを目指し、公共施設及び公共性の高い民間施設のバリアフリー化について周知・啓発に努めます。</p> <p>整備にあたっては、公共施設、道路や公園等のバリアフリー化を推進します。その際、まちの状況や整備内容を踏まえた上で、基準への適合性やその実現性を考慮する必要があることから、総合的な判断の中で整備内容を決定し、安全で快適な施設整備が行えるよう、関係課及び関係機関との連携・調整を図ります。</p> <p>なお、バリアフリー化にあたっては、当事者の意見等を踏まえた整備を図ります。</p>	建築指導課 建築・公園課 道路課 市営住宅課 都市交通担当 施設課 障がい福祉課

#### ②市営住宅建替事業・市営住宅維持管理事業

取り組み内容	担当課
<p>建替事業に際しては、引き続き高齢者や身体障がい者に配慮した計画とし、バリアフリー化を基本とした整備を行います。</p> <p>新規入居者募集を行う際、入居抽選に際して当選確率が高くなる対応の継続に努めます。</p> <p>既存市営住宅（登川、久保田）の車いす住戸について、入居者の意向を踏まえ、個別改善事業により段差解消等バリアフリー化を進めます。</p>	市営住宅課

### II-1-（2）居住サポート及び住宅の改修

#### ①住居入居等支援事業（居住サポート事業）

取り組み内容	担当課
<p>住居入居等支援事業の継続及び周知を図り、一般住宅への入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援や家賃債務保証を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。今後は、より利用しやすいよう内容等の見直しを検討します。</p>	障がい福祉課

## ②あんしん賃貸支援事業の周知

取り組み内容	担当課
沖縄県居住支援協議会の活動を中心に、あんしん賃貸支援事業の周知を図ります。	障がい福祉課

## ③日常生活用具給付事業（住宅改修費）

取り組み内容	担当課
身体障がい者の在宅での生活を支援するため、日常生活用具給付事業（住宅改修費）を行うとともに制度周知を図ります。	障がい福祉課

## Ⅱ-1-(3) 防災、防犯対策の推進

### ①自主防災組織の育成

取り組み内容	担当課
<p>自主防災組織を未設置の自治会に対し、自主防災組織の設置促進に向け継続して働きかけを行います。</p> <p>また、自主防災組織については、自主的で活発に活動できる組織となるよう支援に努めるとともに、障がい当事者団体等の自主防災組織への活動参加を促します。</p>	<p>防災課</p> <p>障がい福祉課</p>

### ②災害時の要配慮者支援体制の充実

取り組み内容	担当課
災害時に適切な対応が行えるよう、要配慮者及び支援者の掘り起し、避難支援体制の構築を図るとともに、地域の自主防災組織等と連携し、地域における避難訓練の実施を支援し、要配慮者情報の活用について有効な方策を検討します。	<p>ちゅういしいじい課</p> <p>防災課</p> <p>障がい福祉課</p>

### ③避難行動要支援者避難支援事業

取り組み内容	担当課
<p>災害時に避難することが困難な高齢者や障がい者などを把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、日常的な支え合いの地域づくりと合わせて、災害時の避難支援体制づくりを進めます。</p> <p>事業の周知については、講演会等の実施だけでなく、災害時に要支援者の情報を地域へ円滑に提供できるよう、個別支援計画を作成する中で、個々の要支援者に対し事業の理解をより深めてもらうための働きかけをしていきます。</p>	<p>ちゅういしいじい課</p> <p>障がい福祉課</p>

#### ④防犯対策の推進

取り組み内容	担当課
障がい者を犯罪被害や消費者被害等から守るため、防犯に関する相談対応、身近な犯罪等の発生状況や防犯に関する情報提供を行うなど、防犯対策の充実に努めます。	市民生活課 障がい福祉課

#### Ⅱ-1-(4) 選挙時における配慮の充実

##### ①選挙時における配慮の充実

取り組み内容	担当課
スロープの設置など、車いすの有権者が投票しやすいよう配慮したバリアフリー投票所を設けていくとともに、点字投票や代理投票、郵便投票等の投票制度の継続実施を図り、障がいの状況に応じた支援を行います。	選挙管理委員会

## II-2 保育、教育、療育等の充実

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が一人ひとりの人格と個性を尊重し、認め合い、安心して暮らせる社会が求められます。

これからは社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度の『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、世代や分野を超えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくという地域共生社会を目指し、保育、教育、療育体制の充実に努めます。

### II-2-(1) インクルーシブ教育システムの構築

#### ①インクルーシブ教育システムの構築

取り組み内容	担当課
障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に学ぶことができるインクルーシブ教育システムの構築に取り組みます。 幼児児童生徒の自立と社会参加を見据えて、年齢や能力、障がいの特性を踏まえた十分な教育を実践します。	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課

#### ②沖縄市トライアングルプロジェクトの推進

取り組み内容	担当課
障がいのあるこどもや発達に課題を抱えたこどもへの支援にあたっては分野・領域を超えた切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。特に、家庭・教育・福祉の三者が密に連携することで、支援を必要とするこども達がそれぞれの環境で、日々安心して過ごし、学ぶことを支援する仕組みづくりを進めます。	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課

### II-2-(2) 療育及び発達支援の充実

#### ①沖縄市こども発達支援センターの設置及び機能拡充

取り組み内容	担当課
沖縄市こども発達支援センターを設置し、親子通園を中心とした児童発達支援に加え、保育所等訪問支援や障がい児相談支援等の地域支援機能の強化を図ります。	こども相談・健康課

#### ②巡回相談「はっち」

取り組み内容	担当課
幼稚園・保育所等へ巡回訪問し、発達の気になる子の早期発見に努めるとともに、幼稚園教諭・保育士等に対して対応方法の相談や助言を行います。また、必要に応じて保護者相談やこどもの発達検査を行うなど、こどもの育ちをサポートします。	こども相談・健康課

### ③親子通園「きらきら」

取り組み内容	担当課
親子通園により発達段階とこどもの特性に合わせた丁寧な保育を行いながら、保護者と一緒にこどもの発達状況の確認や子育てに関する相談・支援を行います。また、保育所等や幼稚園、小学校など集団の場への丁寧な移行支援を行うなど、発達支援の充実に努めます。	こども相談・健康課

### ④乳幼児発達相談事業

取り組み内容	担当課
相談や健診等から把握した、発達の気になる子と子育てに困りを持つ保護者に対し「にじいろ発達相談(心理発達相談)」「健診事後教室」を実施し、発達に関する早期のフォローを継続するとともに、関係機関と連携し切れ目ない支援が受けられるよう取り組みます。 今後は、0歳児からの早期支援についても現状と課題把握等を行い、実施に向け検討していきます。	こども相談・健康課

### ⑤発達支援保育事業

取り組み内容	担当課
集団保育を通して発達の気になる子の成長発達を促すとともに、保護者に対して保育士や臨床心理士との相談により、こどもの発達についての理解を深め、安心して子育てできるよう支援していきます。 地域で支援が必要な児童が、できるだけ地域の保育所等で支援を受けられるよう、今後も発達支援保育の拡充を図ります。	保育・幼稚園課

### ⑥発達支援研修会の実施

取り組み内容	担当課
保育士・幼稚園教諭等を対象に発達支援研修会を実施し、こどもの発達段階を見据えた保育現場の資質向上に努めます。	こども相談・健康課 保育・幼稚園課



## Ⅱ-2-(3) 特別支援教育等の推進

### ①特別支援教育巡回相談

取り組み内容	担当課
特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の保護者に対し、就学等に関する情報提供を行い、制度の周知を図ります。巡回相談員が定期的に各学校・幼稚園を巡回しながら、対象の幼児・児童・生徒を観察し、その保護者に対する相談の充実を図ります。	指導課

### ②教育支援委員会

取り組み内容	担当課
特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、専門家の意見を踏まえつつ、保護者や該当幼児・児童・生徒の希望を加味し、一人ひとりの教育的なニーズに合致するよう、体制の充実を図りながら、適切な教育支援を進めます。	指導課

### ③通級指導教室

取り組み内容	担当課
言語指導・発達障がい児に対する通級指導教室の継続実施に取り組みます。また、比屋根小学校・美原小学校以外の学校での通級指導教室の設置申請を継続的に行うなど、対象児童に応じて通級指導教室の充実に努めます。	指導課

### ④特別支援巡回アドバイザー派遣事業

取り組み内容	担当課
学校からの支援要請に応じて教員や保護者等に具体的な指導助言を行う県立特別支援学校職員の「特別支援巡回アドバイザー」を派遣することで、特別支援教育の充実に努めます。また各校への周知に努め、積極的な利用を促進します。	指導課

### ⑤特別支援教育研修会

取り組み内容	担当課
教職員等の専門的な知識や支援方法等の資質向上にむけ、特別支援教育研修会を継続的に実施するとともに、新任の担任への研修会を行うなど、教職員等に対する支援に努めます。	指導課 障がい福祉課

## Ⅱ-2-(4) 学校・関係機関等との連携強化

### ①特別支援教育コーディネーター連絡会

取り組み内容	担当課
各学校の特別支援コーディネーターに、今年度の教育支援委員会の課題や改善点と、次年度へ向けた取り組みを周知することにより、「校内委員会」の充実を図ります。	指導課

### ②市内小中学校と支援学校との交流会

取り組み内容	担当課
障がいを持つこどもが幼稚園・小中学校のこどもたちと共に活動することは、双方のこどもたちの社会性や豊かな人間性を育成するうえで重要な役割を果たしており、特別支援学校と市内の幼稚園、小・中学校との交流等を推進します。	指導課

### ③「スクールソーシャルワーカー」の配置

取り組み内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの継続的配置を行い、家庭環境上、配慮を要する児童生徒への支援を関係機関と協力しながら行えるよう連携強化を図ります。また、校長会・教頭会・各種研修会等において、スクールソーシャルワーカーの役割と活用の仕方について周知徹底を図り、学校現場での効果的な活用を促します。	指導課

## Ⅱ-2-(5) 放課後・休業期間における活動の充実等

### ①児童センター・あげだ児童館及び放課後児童クラブでの受け入れの充実

取り組み内容	担当課
児童館及び児童センターに「発達支援指導員」を配置し、支援を要する児童の利用等に対応していきます。 また、児童館及び児童センター併設型の放課後児童クラブにおいて、引き続き発達支援を要する児童の受け入れを実施していくとともに、支援員の配置など、児童を安全に受け入れる体制を整備して、児童の健全育成に努めていきます。	こども家庭課

## ②放課後等デイサービス等の充実

取り組み内容	担当課
<p>学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。</p> <p>また、事業所に対して支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。</p>	障がい福祉課

## II-3 地域生活を支える体制の充実等

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるため、地域生活支援拠点機能の確保、多様な関係者が協議する場の設置を通じた包括的なケアシステムの構築など、地域生活を支える体制の充実を図ります。

### II-3-(1) 地域移行及び定着を支える体制の充実

#### ①地域生活支援拠点の協議の場の設置及び機能の充実

取り組み内容	担当課
<p>障がい者等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する方への支援を進めるため、地域生活支援拠点を市の関係機関等のネットワークで結び面的に運営し、「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場の提供」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制作り」の機能を担います。</p> <p>また、自立支援協議会において、地域生活支援拠点運営についての協議の場を設置し、市や関係事業所等と連携・調整を図りながら、現状や課題の把握、資源の活用・開発等の協議を通して、機能の充実に努めます。</p>	障がい福祉課

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置

取り組み内容	担当課
<p>精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めるものとし、その実現に向け、保健・医療・福祉等の関係者による協議の場を継続して設置します。</p>	障がい福祉課

### ③地域移行支援の充実

取り組み内容	担当課
<p>地域生活移行を支援するため、グループホーム等適切な利用促進に努めます。</p> <p>また、障がい者が安心して地域で生活することができるよう「自立生活援助」等を通じた支援を行います。</p>	障がい福祉課

## 基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現

心身の健康を保つことは、障がいの有無にかかわらず生活の質の向上につながります。

そのため、市民の健康づくりや障がいの原因となる疾病等の予防に努めるとともに、乳幼児健診等を通じた「発達の良いになる子」の早期発見と早期支援、学齢期の精神保健対策の充実など、保健、医療、福祉、教育など関係者が連携し、ライフステージで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

障がいのある人が必要なときに必要なケアを受けることができるよう情報提供を行うとともに、日常生活を支える各種福祉サービスの量的確保と質の向上に努めます。

障がいのある人の生きがいと経済的な基盤となる仕事について、関係機関等と連携しながら総合的な支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーションなどを通じた交流や社会参加の促進に努めます。

### 【基本目標Ⅲ 施策を評価するための指標及び見込値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
発達障がいに関する研修会	回数	2	2	2	指導課 障がい福祉課
地域活動支援センター機能強化事業	実施数	4	5	5	障がい福祉課
	利用者数	302	367	403	
障がい者就労の促進	会議等開催	2	3	4	障がい福祉課 企業誘致課
障がい者スポーツの普及（スポーツレクリエーション教室開催等事業）	参加者数	465	471	477	障がい福祉課

### Ⅲ-1 疾病の予防並びに障がいへの早期対応

妊婦健診や乳幼児健診、特定健診などのライフステージに応じた各種健康診査及び保健指導を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見と早期対応に努めます。

生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防するため、生活習慣の改善による市民の健康増進を支援します。

#### Ⅲ-1-(1) 乳幼児の「発達の気になる児」の早期発見及び早期支援

##### ①乳幼児健診事業

取り組み内容	担当課
乳幼児健診での「発達の気になる児」のスクリーニングを継続実施し、今後は乳児一般健康診査（0歳児）からの早期支援の検討を行います。 また、スクリーニングを効率的に実施できるよう、人員体制の見直しと早期発見からつなげる支援体制づくりの構築を検討します。	こども相談・健康課

##### ②こんにちは赤ちゃん事業・母子保健事業

取り組み内容	担当課
新生児訪問指導や各種相談事業を継続して実施し、育児不安の解消等に努めます。 訪問実施率についてさらに向上するように努め、面談技術等に関する研修の継続実施を行います。	こども相談・健康課

##### ③関係機関との連携体制の充実

取り組み内容	担当課
移行支援が必要な児に対して、連携が取りやすいよう支援者同士が顔を合わせた連携会議を行う等、連携体制の充実に努めます。	保育・幼稚園課 こども相談・健康課

#### Ⅲ-1-(2) 学齢期の精神保健対策の充実

##### ①「個に応じた対応」の取り組み

取り組み内容	担当課
不登校問題等ヒアリングを継続実施し、各学校の現状の把握と指導助言を行うことで各学校に応じた支援体制づくりへの支援と各関係機関とのつなぎを図っていきます。 また、不登校児童生徒のうち発達に課題を抱えた児童生徒に対しては、関係機関と連携を図り、専門的な助言のもと適切な支援につなげるなど、個に応じた対応に努めます。	指導課

## ②発達障がいに関する研修会

取り組み内容	担当課
発達障がいに関する啓発活動や、適切な指導・助言が行える体制づくりを図るため、看護職・特別支援教育補助者や教職員等、関係機関の担当者に対して研修会等を実施します。	指導課 障がい福祉課

## Ⅲ-1-(3) 生涯を通じた健康づくりの推進

### ①健康づくり推進事業

取り組み内容	担当課
「健康寿命の延伸」を全体目標とした『第2次ヘルシーおきなわシティ 21』に基づき、疾病の早期発見と早期対応並びに市民の健康づくりに取り組みます。	市民健康課

## Ⅲ-2 日常を支える福祉サービスの充実と医療制度の周知

障がい者が安心して地域社会で生活することができるよう、障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づき、地域資源を活用した障がい福祉サービスの充実に努めます。

また、適切な医療が提供できるよう、障害者総合支援法に基づき、障がい者等の心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療について、医療費（自立支援医療費）の助成に関する周知等を行います。

### Ⅲ-2-(1) 障がい福祉サービスの充実

#### ①障がい福祉計画に基づくサービスの充実

取り組み内容	担当課
国の基本指針を踏まえ、具体的な成果目標と活動の指標を定めた「障害福祉計画及び障害児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの利用見込み量を見据えた、提供基盤の確保に取り組みます。	障がい福祉課

#### ②サービスの質の向上

取り組み内容	担当課
障がい福祉サービス等の質の向上、自立支援給付費等支出の適正化等を図るため、中部広域市町村圏事務組合にて、広域での障がい福祉サービス事業者等の指導及び実地検査等の事務の共同処理を行います。	障がい福祉課

### ③日中一時支援事業

取り組み内容	担当課
障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図るため、日中一時支援事業の適正な利用を促進します。	障がい福祉課

### ④重度身体障がい者等訪問入浴サービス事業

取り組み内容	担当課
自力または家族の介助のみでは入浴することができない、在宅の重度身体障がい者等に対して、訪問により入浴サービスを提供し、身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。	障がい福祉課

### ⑤日常生活用具給付事業

取り組み内容	担当課
<p>重度の障がい者などに対し、自立支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。</p> <p>他市町村との調整を図りつつ、障がいの内容や程度に応じ、対象者範囲の見直しや対象となる支給項目の追加等について検討を進めます。</p> <p>また、より適切な給付が行えるよう、更なる制度周知に努めます。</p>	障がい福祉課

## Ⅲ-2-(2) 医療情報提供体制の充実

### ①医療情報提供の充実

取り組み内容	担当課
<p>医療機関の最新情報を医師会等から収集するように努め、健康相談等において情報提供に活用していきます。</p> <p>また、こどもの健康に関する情報提供については、こども企画課で作成している「沖縄市こども支援ガイドブック OKIINKU 手帖(おきいくてちょう)」に病院情報とあわせて小児救急電話相談に関する情報を掲載し、こんにちは赤ちゃん訪問事業等で配布することで情報提供を行います。</p>	市民健康課 こども企画課 こども相談・健康課 障がい福祉課



## ②自立支援医療及び医療費助成制度の周知等

取り組み内容	担当課
<p>自立支援医療や重度心身障がい者（児）医療費助成について、対象者が適切に利用できるよう、広報紙やパンフレット等の活用並びに沖縄県や医療機関等との連携した制度の周知を図ります。</p> <p>重度心身障がい者（児）医療費助成については、自動償還払い方式を継続実施します。</p>	障がい福祉課

## Ⅲ-3 雇用の拡大及び就労支援の充実

障がい者が働くことは、単に経済的な自立にとどまらず、社会参加や生きがいなど、地域で質の高い自立した生活を送るうえで重要です。

働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分発揮することができるよう、多様な就業機会の確保に努めるとともに、障がいの種類や程度、健康状態に合わせて働ける環境確保に向けた総合的な支援に努めます。

### Ⅲ-3-（1）雇用拡大に向けた取り組み

#### ①障がい者就労の協議の場の設置及び福祉的就労の工賃の向上への取り組み

取り組み内容	担当課
<p>沖縄市障がい者自立支援協議会に設置された障がい者就労の協議の場を通じて、労働・福祉・教育等の関係機関が共通の理解に基づき協働し、就労に関する地域の現状把握や課題整理を行い、課題の解決や周知・啓発活動を通じて、当事者が働くための選択肢を広げることや企業における障がい者の理解を深めることにより、障がい者雇用の促進を図ります。</p> <p>また、一般就労が困難な障がい者についても、就労事業者間のネットワークの強化による製品等の質の向上や、本人の就労意向を踏まえながら、就労に必要な知識や技術の習得を支援することを通じて、工賃の向上に努めます。</p>	障がい福祉課 企業誘致課

#### ②一般就労に向けた総合的な支援

取り組み内容	担当課
<p>沖縄労働局、沖縄公共職業安定所、沖縄県等関係機関との連携のもと、就労相談（巡回含む）、職業紹介、就職活動に対する意識啓発、情報発信、各種講座・研修会等の実施等、障がい者も含めた総合的な就労支援に取り組めます。</p>	障がい福祉課 企業誘致課

### ③労働・教育関連機関との連携

取り組み内容	担当課
就労支援体制の充実に向けて、ハローワークや特別支援学校等での連絡会及び情報交換会において、障がい福祉関係施策の情報発信を行い、連携強化を図ります。	障がい福祉課

### Ⅲ-3-(2) 就労支援の充実等

#### ①就労訓練等の充実

取り組み内容	担当課
<p>障害福祉計画に基づき、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の充実を図るとともに、目的に応じた制度活用を積極的に推進し、障がい者の就労に必要な知識の獲得、能力向上のための訓練、職場の定着など質の高い支援が提供できるよう努めます。</p> <p>「障害者優先調達推進法」の周知並びに事業所ごとの物品販売製品等に関する情報提供など、需要拡大に努めていきます。</p>	障がい福祉課

#### ②公的機関での雇用促進

取り組み内容	担当課
<p>市役所等公的機関における障がい者雇用は、法定雇用率の水準以上の雇用を目指し、継続的な障がい者雇用の促進に努めるとともに、他課と業務内容の調整を図りながら、雇用枠及び障がいの程度を考慮した採用に努めます。</p> <p>加えて、庁内各課における職場環境の改善に努めます。</p>	人事課

#### ③農福連携に向けた検討

取り組み内容	担当課
<p>沖縄市の農業の現状把握とともに、農家の人手不足解消と障がい者の働く場の確保という、両者にとってメリットのある農福連携のあり方について検討を行います。</p>	<p>農林水産課</p> <p>障がい福祉課</p>

### Ⅲ-4 社会へ参加する機会の充実

障がい者が社会へ参加する機会を充実するため、身近な活動の場の充実と移動支援に取り組みます。

さらにスポーツ・レクリエーション活動への参加を通じて、体力の増強や交流、余暇の充実、生涯学習や文化芸術活動への参加を通じた社会参加及び市民の障がいに対する理解の促進など、生活の質の向上に向けた環境づくり等に努めます。

#### Ⅲ-4-(1) 社会参加を促進するための支援

##### ①地域活動支援センター機能強化事業

取り組み内容	担当課
地域活動支援センターの活動について、利用者ニーズの把握に努め、より身近な活動の場とするとともに、地域住民に開かれた交流の場となるよう促進します。 また、日頃の創作活動の成果について発表できる機会・場の充実を図るなど、障がい者の芸術文化活動の振興並びに社会参加や生きがいづくりに関する支援を行います。	障がい福祉課

##### ②移動支援事業

取り組み内容	担当課
個別支援型として、障がい者（児）の余暇活動等の外出支援を行うヘルパーの派遣を行います。 グループ支援型として、複数の障がい者（児）へ同時に外出支援を行うヘルパーの派遣を行います。	障がい福祉課

##### ③自動車運転免許取得・改造助成事業（社会参加促進事業）

取り組み内容	担当課
障がい者の社会参加を支援するため、自動車改造費、自動車運転免許取得費用の助成について継続実施します。 また、より適切な給付が行えるよう、更なる制度周知に努めます。	障がい福祉課

### Ⅲ-4-(2) スポーツ・レクリエーション活動の支援

#### ①障がい者のスポーツ機会の創出

取り組み内容	担当課
<p>沖縄市のスポーツ推進の方向性や具体的施策を定めた計画である「沖縄市スポーツ推進計画」に基づき、障がい者のスポーツ機会の創出に努めます。具体的には、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブ等のスポーツ関係団体や障がい者福祉団体と連携し、障がい者向けのスポーツプログラム等の充実を図ります。</p>	市民スポーツ課

#### ②障がい者も利用できるスポーツ用具の購入・貸与による活動支援

取り組み内容	担当課
<p>障がいのある方もスポーツを楽しむことができるよう、障がい者向けスポーツ用具（ニュースポーツ用具）の整備及び無料貸し出しによる活動支援に努めます。</p>	市民スポーツ課

#### ③障がい者スポーツの普及（スポーツレクリエーション教室開催等事業）

取り組み内容	担当課
<p>沖縄県障がい者スポーツ協会等の関係機関・関係課と連携し、障がい者スポーツの普及を図ります。</p> <p>各種スポーツ教室等については、身体障がい者だけでなく、知的障がい者や精神障がい者も参加しやすいよう、内容の充実と周知に努めます。</p>	障がい福祉課

### Ⅲ-4-(3) 文化芸術活動等への参加促進

#### ①文化芸術活動等への参加促進

取り組み内容	担当課
<p>「障害者週間」、「精神保健福祉普及月間」ハートフル福祉フェアにおいて、障がい者の創作活動による作品展示等を行います。また、沖縄市の公共施設等を活用した障がい者の文化芸術活動等の促進に努めます。</p>	障がい福祉課

### Ⅲ-4-(4) 生涯学習の充実

#### ①中央公民館運営

取り組み内容	担当課
障がい者の公民館利用の促進に向けて、沖縄市ホームページを活用した情報発信の充実を図るとともに、より幅広く障がい者が情報を得ることのできる発信方法の充実に努めます。 ホームページ掲載内容については、文字の拡大、漢字へのルビふり、音声読み上げ等の充実を図ります。	中央公民館

#### ②中央公民館自主事業

取り組み内容	担当課
中央公民館自主事業について、社会福祉協議会等の関係機関との連携を深めるとともに、障がい者の生活支援につながる講座等の充実に努めます。	中央公民館

【再掲】施策を評価するための指標及び見込値一覧

基本目標Ⅰ 共に支え合う社会の実現

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
自発的活動支援事業（ピアサポート）	実施個所数	3	3	3	障がい福祉課
	相談件数	996	1,046	1,098	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
成年後見制度利用支援事業	市長申立件数	12	13	14	障がい福祉課
	報酬助成件数	23	24	25	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
理解促進研修・啓発事業（「ハートフル福祉フェア」 （障害者週間、精神保健福祉普及月間））	開催回数	1	1	1	障がい福祉課
	参加団体数	70	74	78	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
委託相談支援	月当たり相談者数	502	517	533	障がい福祉課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
医療的ケア児連絡会	開催回数	6	6	6	障がい福祉課

基本目標Ⅱ 安心・快適に暮らせ、共に学び活動できる社会の実現

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
沖縄市トライアングルプロジェクトの推進	会議等開催	1	1	1	指導課 障がい福祉課 保育・幼稚園課 こども相談・健康課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
特別支援教育巡回相談	相談件数	676	694	713	指導課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
発達支援研修会の開催	回数	6	6	6	こども相談・健康課 保育・幼稚園課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
地域生活支援拠点の協議の場の設置及び機能の 充実	拠点部会開催数	2	2	2	障がい福祉課
	緊急時受入施設数	3	5	7	

基本目標Ⅲ 自立した生活と社会参加の実現

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
発達障がいに関する研修会	回数	2	2	2	指導課 障がい福祉課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
地域活動支援センター機能強化事業	実施数	4	5	5	障がい福祉課
	利用者数	302	367	403	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
障がい者就労の促進	会議等開催	2	3	4	障がい福祉課 企業誘致課
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	担当課
障がい者スポーツの普及（スポーツレクリエーション教室開催等事業）	参加者数	465	471	477	障がい福祉課

VI 第6期障害福祉計画及び  
第2期障害児福祉計画





## VI 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画

### 1. 国の基本的な考え方

国の基本指針に基づき、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基本的な考え方を以下に整理します。

#### (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の基本理念

- ① 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障害福祉人材の確保
- ⑦ 障害者の社会参加を支える取組

#### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- ① 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- ② 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- ③ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ⑤ 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- ⑥ 依存症対策の推進

#### (3) 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

## 2. 第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>の評価

第4次沖縄市障がい者プラン<改訂版>の成果目標等について、令和元年度実績をもとに達成状況の評価を行います。

### (1) 成果目標に基づく評価

#### ①福祉施設入所者の地域生活への移行

平成28年度の施設入所者数(220人)を基準に、令和2年度において施設入所者数の増減なし、地域移行数3人(地域移行目標1.4%)を目標として設定されていました。令和元年度の施設入所数は197人となり23人の減少、地域移行数は12人となり、目標値を大きく上回る成果が見られました。

#### ■福祉施設入所者の地域生活への移行

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
施設入所者数	220人	220人	197人	—
施設入所者削減数		0人	23人	—
地域移行数		3人	12人	400.0%
H28年度から地域移行する目標割合		1.4%	5.5%	400.0%

#### ②地域生活に関する支援について

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、令和2年度末までの「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

地域生活支援拠点等についても令和2年度末までの設置が目標として位置づけられており、令和元年度末時点では未設置となっています。

#### ■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに設置	未設置	—

#### ■地域生活支援拠点等の整備

	目標年 (R2年度末)	R1年実績	達成率
地域生活支援拠点または居住支援の機能を備えた複数事業所・機関による面的体制の整備	令和2年度末までに設置	未設置	—

### ③福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への年間移行者数は、平成 28 年度の 33 人から令和 2 年度末の 50 人が目標とされています。令和元年度の実績は 37 人で、平成 28 年度より 4 人上回っているものの目標には届いていません。

令和 2 年度末の目標値に対する令和元年度の達成率は、就労移行率が 3 割以上の事業所数及び職場定着人数が 50%、支援開始から 1 年後の職場定着率が 89%となっています。

#### ■福祉施設から一般就労への移行等

	基準年 (H28年度末)	目標年 (R2年度末)	R 1 年実績	達成率
年間の一般就労移行者数	33 人	50 人	37 人	—
H28実績値からの伸び		1.52 倍	1.1 倍	74%
障害者就労移行支援事業所の利用者数	66 人	66 人		
H28実績値からの伸び		1 倍		

	基準年 (H27年度末)	目標年 (R2年度末)	R 1 年実績	達成率
管内（市内）就労移行支援事業所数	11 か所	9 か所	7 か所	
就労移行率が 3 割以上の事業所数	2 か所	2 か所	1 か所	50%
就労移行率 3 割以上の事業所が全体に占める割合	18.18%	22.22%	14.29%	64%
就労定着支援利用見込み者数		25 人	14 人	56%
職場定着人数		20 人	10 人	50%
支援開始から 1 年後の職場定着率		80.0%	71.4%	89%

### ④障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援に係る体制の充実を図るため、児童発達支援センターを令和 2 年度中に設置することを目標としており、令和元年度においては未設置となっています。

「保育所等訪問支援を利用できる体制の構築」、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置」については、達成済みとなっています。

#### ■障害児支援の提供体制の整備等

	目標	R 1 年実績	達成率
児童発達支援センターの設置	R2年度に 1か所設置	未設置	—
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	H29年度 より実施	構築済み	100%
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	R2年度 までに確保	確保済み	100%
医療的ケア児支援のため保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	H30までに 設置	設置済み	100%

(2) 障がい福祉サービスの見込量と実績値

1) 訪問系サービス

訪問系サービスの計画期間の利用量の実績値は、見込みの90%~147%となっており、「重度訪問介護」及び「行動援護」では、実績値が見込みを上回っています。「重度障害者等包括支援」の利用は見込んでおらず、実績はあがりません。

訪問系サービス		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①居宅介護	見込量	422	9,818	452	10,516	484	11,260
	実績値	408	9,806	410	10,266	—	—
	充足率	96.7%	99.9%	90.7%	97.6%	—	—
②重度訪問介護	見込量	21	4,949	22	5,185	23	5,421
	実績値	21	5,540	22	6,078	—	—
	充足率	100.0%	111.9%	100.0%	117.2%	—	—
③行動援護	見込量	12	463	18	694	27	1,041
	実績値	18	683	22	812	—	—
	充足率	150.0%	147.5%	122.2%	116.9%	—	—
④同行援護	見込量	59	1,047	70	1,242	83	1,473
	実績値	47	1,046	51	1,123	—	—
	充足率	79.7%	99.9%	72.9%	90.4%	—	—
⑤重度障害者等包括支援	見込量	—	—	—	—	—	—
	実績値	0	0	0	0	—	—
	充足率	—	—	—	—	—	—

2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスのうち、「自立訓練（機能訓練）」と「短期入所（医療型）」では、利用者数及び利用量ともに見込みに対して実績が大きく下回っています。

「就労継続支援B型」と「短期入所（福祉型）」については、実績が見込みを上回るものの、その他サービスは見込みと実績に大きな乖離は見られません。

日中活動系サービス		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①生活介護	見込量	466	8,978	490	9,440	515	9,922
	実績値	456	9,025	459	9,214	—	—
	充足率	97.9%	100.5%	93.7%	97.6%	—	—
②自立訓練（機能訓練）	見込量	9	113	9	113	9	113
	実績値	1	5	3	30	—	—
	充足率	11.1%	4.4%	33.3%	26.5%	—	—
③自立訓練（生活訓練）	見込量	59	928	61	959	63	991
	実績値	45	728	46	782	—	—
	充足率	76.3%	78.4%	75.4%	81.5%	—	—
④就労移行支援	見込量	66	1,108	66	1,108	66	1,108
	実績値	51	945	35	611	—	—
	充足率	77.3%	85.3%	53.0%	55.1%	—	—
⑤就労継続支援A型	見込量	318	5,940	360	6,725	408	7,622
	実績値	257	4,936	244	4,836	—	—
	充足率	80.8%	83.1%	67.8%	71.9%	—	—
⑥就労継続支援B型	見込量	593	9,728	655	10,745	723	11,860
	実績値	608	9,855	648	10,842	—	—
	充足率	102.5%	101.3%	98.9%	100.9%	—	—
⑦就労定着支援	見込量	8	—	16	—	25	—
	実績値	5	—	13	—	—	—
	充足率	62.5%	—	81.3%	—	—	—

日中活動系サービス		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
⑧療養介護	見込量	49	1,464	52	1,554	55	1,644
	実績値	41		43		—	
	充足率	83.7%		82.7%		—	
⑨短期入所 (福祉型)  (医療型)	見込量	98	756	96	740	94	725
	実績値	121	887	112	817	—	—
	充足率	123.5%	117.3%	116.7%	110.4%	—	—
	見込量	10	68	10	66	10	66
	実績値	6	14	5	8	—	—
	充足率	60.0%	20.6%	50.0%	12.1%	—	—

### 3) 居住系サービス

「共同生活援助（グループホーム）」については、利用者数の増加数が高まることで、見込みを実績が上回る一方で、「施設入所支援」の利用者数は、地域移行等が進むことで見込みよりも低くなっています。平成30年度から始まった「自立生活援助」については、実績がみられません。

居住系サービス		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
①自立生活援助	見込量	6	6	6
	実績値	0	0	—
	充足率	0.0%	0.0%	—
②共同生活援助 (グループホーム)	見込量	113	117	121
	実績値	113	142	—
	充足率	100.0%	121.4%	—
③施設入所支援	見込量	218	218	218
	実績値	216	197	—
	充足率	99.1%	90.4%	—

### 4) 相談支援サービス等

「計画相談支援」について、見込みを上回る増加を示しています。「地域定着支援」は平成30年度の実績のみ、「地域移行支援」の利用は見られません。

相談支援サービス等		平成30年度	令和元年度	令和2年度
		利用者数	利用者数	利用者数
①計画相談支援	見込量	430	445	461
	実績値	424	527	—
	充足率	98.6%	118.4%	—
②地域移行支援	見込量	1	1	1
	実績値	0	0	—
	充足率	0.0%	0.0%	—
③地域定着支援	見込量	1	1	1
	実績値	1	0	—
	充足率	100.0%	0.0%	—

## 5) 障がい児サービス

サービス利用量について、見込みより実績が上回っているのが「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」となっています。「児童発達支援」については、ほぼ見込み通りの利用実績となっており、「居宅訪問型児童発達支援」の利用は見られません。

障がい児サービス		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用量	利用者数	利用量	利用者数	利用量
①児童発達支援	見込量	232	2,319	307	3,069	407	4,069
	実績値	187	2,355	206	2,738	—	—
	充足率	80.6%	101.6%	67.1%	89.2%	—	—
②医療型児童発達支援	見込量	21	313	21	313	21	313
	実績値	26	320	25	277	—	—
	充足率	123.8%	102.2%	119.0%	88.5%	—	—
③放課後等デイサービス	見込量	441	5,564	502	6,333	572	7,216
	実績値	464	7,067	510	7,971	—	—
	充足率	105.2%	127.0%	101.6%	125.9%	—	—
④保育所等訪問支援	見込量	20	35	22	39	24	42
	実績値	31	56	31	53	—	—
	充足率	155.0%	160.0%	140.9%	135.9%	—	—
⑤居宅訪問型児童発達支援	見込量	7	7	14	14	21	21
	実績値	0	—	0	—	—	—
	充足率	0.0%	—	0.0%	—	—	—
⑥障害児相談支援	見込量	157	—	163	—	169	—
	実績値	191	—	186	—	—	—
	充足率	121.7%	—	114.1%	—	—	—

## 6) 地域生活支援事業

### ①理解促進研修・啓発事業

「理解促進研修・啓発事業」は、見込み通りの実施が行われています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
理解促進研修・啓発事業	見込量	1	300	1	300	1	300
	実績値	1	300	1	300	—	—
	充足率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	—	—

### ②自発的活動支援事業

「自発的活動支援事業」は、見込み通りの3箇所で実施され、利用者については、見込みを上回る実績が見られます。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
自発的活動支援事業	見込量	3	765	3	765	3	765
	実績値	3	1,218	3	847	—	—
	充足率	100.0%	159.2%	100.0%	110.7%	—	—

### ③相談支援事業

「障害者相談支援」は、見込み通り5箇所で開催されており、「基幹相談支援センター」は1箇所で見込みを上回る実績となっています。計画を上回る相談利用者がある一方で、「住宅入居等支援事業」については、利用見込みになかなか届かない状況にあります。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
障害者相談支援事業	見込値	5	—	5	—	5	—
	実績値	5	—	5	—	—	—
	充足率	100.0%	—	100.0%	—	—	—
基幹相談支援センター	見込値	1	295	1	295	1	295
	実績値	1	387	1	338	—	—
	充足率	100.0%	131.2%	100.0%	114.6%	—	—
基幹相談支援センター等機能強化事業	見込値	—	19	—	19	—	19
	実績値	1	45	1	39	—	—
	充足率	—	236.8%	—	205.3%	—	—
住宅入居等支援事業	見込値	—	6	—	6	—	6
	実績値	1	2	1	0	—	—
	充足率	—	33.3%	—	0.0%	—	—

### ④成年後見制度

「成年後見制度利用支援事業」は、令和元年度に利用者数が増加したことで見込みを上回っています。「成年後見制度法人後見支援事業」の利用者数は、見込みと実績に大きな乖離は見られません。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数		利用者数		利用者数	
成年後見制度利用支援事業	見込値	7	—	7	—	7	—
	実績値	6	—	10	—	—	—
	充足率	85.7%	—	142.9%	—	—	—

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数	実施箇所	利用者数
成年後見制度法人後見支援事業	見込値	1	27	1	27	1	27
	実績値	1	24	1	22	—	—
	充足率	100.0%	88.9%	100.0%	81.5%	—	—

### ⑤意思疎通支援事業

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の利用件数は、見込みを実績が大きく上回っています。「手話通訳者設置事業」においても、見込みを上回る設置実績となっています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用件数		利用者数		利用者数	
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込値	330	—	330	—	330	—
	実績値	444	—	582	—	—	—
	充足率	134.5%	—	176.4%	—	—	—

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		設置者数		設置者数		設置者数	
手話通訳者設置事業	見込値	12	—	13	—	14	—
	実績値	13	—	22	—	—	—
	充足率	108.3%	—	169.2%	—	—	—

### ⑥日常生活用具給付等事業

「自立生活支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」は見込みを上回る利用件数となっています。「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」について、年度によって利用に差がみられ、見込みを下回る利用状況にあります。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用件数		利用件数		利用件数	
介護・訓練支援用具	見込量	23		23		23	
	実績値	18		37		—	
	充足率	78.3%		160.9%		—	
自立生活支援用具	見込量	42		42		42	
	実績値	49		61		—	
	充足率	116.7%		145.2%		—	
在宅療養等支援用具	見込量	39		39		39	
	実績値	28		44		—	
	充足率	71.8%		112.8%		—	
情報・意思疎通支援用具	見込量	24		24		24	
	実績値	32		73		—	
	充足率	133.3%		304.2%		—	
排泄管理支援用具	見込量	1,922		1,922		1,922	
	実績値	2,150		3,003		—	
	充足率	111.9%		156.2%		—	
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	見込量	7		7		7	
	実績値	1		5		—	
	充足率	14.3%		71.4%		—	

### ⑦手話奉仕員養成研修事業

「手話奉仕員養成研修事業」は、ほぼ見込み通りの養成講習修了者数となっています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		養成講習修了者数		養成講習修了者数		養成講習修了者数	
手話奉仕員養成研修事業	見込量	12		14		14	
	実績値	11		11		—	
	充足率	91.7%		78.6%		—	

### ⑧移動支援事業

「移動支援事業」の利用者数は、令和元年度において見込利用者数よりも実績が下回っています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用者数	利用時間	利用者数	利用時間	利用者数	利用時間
移動支援事業	見込量	391	35,675	456	41,627	532	48,572
	実績値	325	28,849	316	29,247	—	—
	充足率	83.1%	80.9%	69.3%	70.3%	—	—

### ⑨地域活動支援センター機能強化事業

「地域活動支援センター機能強化事業」の実施箇所数は、見込みの通り4箇所、利用者数は見込利用者数を大きく上回っています。

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		利用箇所	利用者数	利用箇所	利用者数	利用箇所	利用者数
地域活動支援センター機能強化事業	見込量	4	30	4	30	4	30
	実績値	4	142	4	264	—	—
	充足率	100.0%	473.3%	100.0%	880.0%	—	—



### 3. 成果目標の設定（令和5年度末の目標）

#### （1）施設入所者の地域生活への移行

##### 〈基本指針〉

- ・地域移行者数：令和元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数：令和元年度末の1.6%以上削減

本市が援護の実施者となっている利用者が入所している施設については、地域移行についての考えや取り組み、グループホーム等の整備状況を確認し、地域移行へつなげていきます。

#### ■沖縄市における目標値

事 項	数 値		備 考
現入所者数(A)	197人		令和元年度末(R2.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	175人		令和5年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	22人	11%	$C=A-B=E-D$ (国指針：目標1.6%以上削減)
新規入所者数(D)	24人		令和3年～令和5年度末までの新規入所者見込
退所者数(E)	46人		令和3年～令和5年度末までの退所者見込
地域移行目標数(F)	3人	2%	(E)のうち、地域移行目標者(国指針：目標6%以上移行)

#### 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠（考え方）

本市の施設入所支援利用者数は、平成30年度以降、新規入所者数：8人/年、退所者数：約14.3人/年で推移しています。

本市の地域移行は年間1人の地域移行を見込み、令和5年度までに計3人の地域移行を目指します。

- ・新規（統計） 8.0人×3年=24人
- ・退所（統計） 14.3人×3年=43人 地域移行者 3人  
∴43人+3人=46人

R1 入所者数(A) 197人 - R5 目標年度入所者数(B) 175人 = 22人

∴年間1人の地域移行を目指す (F) = 3人

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健・医療・福祉関係者による協議の場については、令和2年度までに設置予定です。

事 項	回数又は人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4	4	4
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数(1回あたり)	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

### 〈基本指針〉

- ・各市町村及び各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点について、複数の機関が分担して機能を担うこと（面的整備型）で、令和2年度中に拠点機能の確保を目指します。

事 項	回数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点の機能の充実に向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	1	1	1

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 〈基本指針〉

- ・令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数を令和元年度実績の1.27倍以上
- ・令和5年度末の就労移行支援事業所の一般就労への移行を令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)
- ・令和5年度末の就労継続支援A型から一般就労への移行を令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)
- ・令和5年度末の就労継続支援B型から一般就労への移行を令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

沖縄市自立支援協議会就労部会や中部地区障害者就業・生活支援センター等を活用した事業所の支援力の強化を図ることで、令和元年度の年間一般就労移行者数（37人）の1.32倍（49人）を目標とします。

① 福祉施設から一般就労への移行者数

事項	数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数	37 人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和5年度)における年間一般就労移行者数	49 人 1.32倍	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数(国指針: 令和元年度実績の1.27倍以上)

①-ア 令和5年度末における就労移行支援事業の移行者数

事項	数 値	備 考
令和元年度末の就労移行支援事業所から一般就労への移行者数	25 人	令和元年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	33 人 1.32倍	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和元年度末の1.3倍以上(30%以上)の増加)

①-イ 令和5年度末における就労継続支援A型事業の移行者数

事項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援A型事業所から一般就労への移行者数	6 人	令和元年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	8 人 1.33倍	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和元年度末の1.26倍以上(26%以上)の増加)

①-ウ 令和5年度末における就労継続支援B型事業の移行者数

事項	数 値	備 考
令和元年度末の就労継続支援B型事業所から一般就労への移行者数	6 人	令和元年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和5年度末)における一般就労への移行者数	8 人 1.33倍	令和5年度末の一般就労への移行実績(国指針: 令和元年度末の1.23倍以上(23%以上)の増加)

② 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事項	数 値	備 考
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	35 人	国指針: 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、七割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
令和5年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	7 か所	令和5年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、平成30年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、平成30年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和5年度末における就労移行率が八割以上の就労支援事業所の数	5 か所	国指針: 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が八割以上の事業所を全体の七割以上

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 〈基本指針〉

- ・各市町村に児童発達支援センターを少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

### ①重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

児童発達支援事業所つくし園を母体として、保育所等訪問支援事業や障害児相談支援事業を段階的に実施し、児童発達支援センターを設置します。令和2年に保育所等訪問支援事業を実施し、令和3年に相談支援事業及び児童発達支援センターの設置を目指します。

※令和元年度：施設の改修設計

※令和2年6月：保育所等訪問支援事業を実施

※令和2年9月～令和3年3月：施設の改修工事（予定）

※令和3年度：児童発達支援センターの設置、障害児相談支援事業の実施（予定）

### ②保育所等訪問支援の充実

児童発達支援事業所つくし園において理学療法士等を増員し、令和2年6月から保育所等訪問支援を実施しています。

### ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

市内で既に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所があります。

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

平成30年度に、障がい者自立支援協議会内に新規で協議の場を設置しています。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、令和5年度中に1人の配置を目指します。

事 項	設置 人数	配置時期及び人数		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1	0	0	1

⑤発達障害者等に対する支援（活動指標）

事項	数値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	8人	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況数を勘案し、令和5年度の受講者数の見込みを設定する。
ペアレントメンターの人数	5人	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和5年度のペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
ピアサポートの活動への参加人数	5人	現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和5年度の活動への参加数の見込みを設定する。

（6）相談支援体制の充実・強化等

<p>〈基本指針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制強化を実施する体制を確保することを基本とする。</li> <li>・これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討する。</li> <li>・担い手としては、「属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、他機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援」事業も示されている。</li> </ul>
---

沖縄市基幹相談支援センターを中心に地域の相談支援体制の充実・強化等を図ります。

事項	実施時期		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<b>ア 総合的・専門的な相談支援の実施</b> 総合的・専門的な相談支援の実施見込み(か所数)	5	5	5
<b>イ 地域の相談支援体制の強化</b> 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	12	12	12
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

## (7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### 〈基本指針〉

- ・ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
- ・ 自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要。

### ① 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

沖縄県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ毎年度5人の参加を目指します。

事 項	参加時期及び人数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	5	5	5

### ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

既存の障害者自立支援審査支払等システムを活用し、令和5年度までに審査結果の共有を行います。

事 項	回数		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	0	0	1

#### 4. 障がい福祉サービス等見込み量

##### (1) 障がい福祉サービス見込み量

###### ①訪問系サービスの見込み量

種別	内容	対象	区分
(ア) 居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	身体・知的・精神・難病・障がい児	区分1～ 区分6
(イ) 重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。	身体・知的・精神・難病・障がい児	区分4～ 区分6
(ウ) 行動援護	障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。	知的・精神・障がい児	区分3～ 区分6
(エ) 同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。	身体・難病 (視覚障がいを有すること)	—
(オ) 重度障害者等包括支援	重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供するものです。 本サービスについては、県内に実施可能な事業所が無いため、今後の利用見込みについても無しと見込んでいます。	身体・知的・精神・難病	区分6

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 居宅介護	利用者数	455	479	505
	利用量	11,375	11,975	12,625
(イ) 重度訪問介護	利用者数	24	25	26
	利用量	6,482	6,753	7,023
(ウ) 行動援護	利用者数	33	40	49
	利用量	1,406	1,704	2,087
(エ) 同行援護	利用者数	51	51	51
	利用量	1,107	1,107	1,107
(オ) 重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用量	0	0	0

## ②日中活動系サービスの見込量

種別	内容	対象	区分
(ア) 生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。	身体・知的・精神・難病	区分2～ 区分6 (区分2は50歳以上)
(イ) 自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者や難病患者を対象に、障害者支援施設若しくはサービス事業所において、身体機能や生活能力が高まるためのリハビリやトレーニング、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による制約なし
(ウ) 自立訓練 (生活訓練)	知的及び精神障がい者を対象に、自立した生活を営むために必要な訓練や生活全般についての相談・助言、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による制約なし
(エ) 就労移行 支援	就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による制約なし
(オ) 就労継続 支援A型	企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約につき、継続的に就労することが可能な65歳未満の障がい者に対し、生産活動その他の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による制約なし
(カ) 就労継続 支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による制約なし
(キ) 就労定着 支援	一般就労に移行した障がいのある人の相談を通じ、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて、一定期間に必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援 区分による制約なし
(ク) 療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要する者につき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。	気管切開を伴う人工呼吸器使用者で区分6、筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者で区分5以上	
(ケ) 短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。	身体・知的・精神・難病・障がい児	区分1～ 区分6



		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 生活介護	利用者数	485	498	512
	利用量	9,846	10,109	10,394
(イ) 自立訓練（機能訓練）	利用者数	5	7	9
	利用量	42	59	76
(ウ) 自立訓練（生活訓練）	利用者数	50	53	56
	利用量	875	928	980
(エ) 就労移行支援	利用者数	50	53	56
	利用量	840	890	941
(オ) 就労継続支援（A型）	利用者数	244	244	244
	利用量	4,758	4,758	4,758
(カ) 就労継続支援（B型）	利用者数	714	750	788
	利用量	11,852	12,450	13,081
(キ) 就労定着支援	利用者数	23	29	35
(ク) 療養介護	利用者数	45	46	47
(ケ) 短期入所（ショートステイ）				
福祉型	利用者数	125	132	139
	利用量	788	832	876
医療型	利用者数	7	7	7
	利用量	13	13	13

### ③居住系サービスの見込量

種別	内容	対象	区分
(ア) 自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がいのある人について、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援区分による制約なし
(イ) 共同生活援助(グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。	身体・知的・精神・難病	障害支援区分による制約なし
(ウ) 施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。 ※日中活動系サービスを訓練等給付で利用する場合は、区分に関係なく利用可能	身体・知的・精神・難病	区分3～ 区分6 (区分3は50歳以上)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 自立生活援助	利用者数	2	2	2
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	1	1	1
(イ) 共同生活援助(グループホーム)	利用者数	161	172	183
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	69	79	91
(ウ) 施設入所支援	利用者数	187	181	175

### ④相談支援サービス等の見込量

種別	内容	対象	区分
(ア) 計画相談支援	障害福祉サービスの利用に関する調整を行うことが難しい方に代わって相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行います。	—	—
(イ) 地域移行支援	様々な理由によって退院(退所)できなかった方々に対して、保健所・市町村役場・病院・障害福祉サービス事業所などの関係機関が連携して、地域移行推進員を派遣するなどして退院(退所)後の生活を支える体制をつくり、支援するものです。	—	—
(ウ) 地域定着支援	未受診・受療中断などの精神障がい者に対して医療と福祉の包括的な支援を行う多職種支援チームを配置するとともに、精神的な不調や疾病を抱える若年者への早期対応を行うなど、精神障がい者と地域住民との交流を促進するものです。	—	—

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 計画相談支援	利用者数	593	629	667
(イ) 地域移行支援	利用者数	1	1	1
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	1	1	1
(ウ) 地域定着支援	利用者数	1	1	1
※うち精神障害者の利用者数	利用者数	1	1	1

## (2) 障がい児サービス見込み量

種別	内容	対象	区分
(ア) 児童発達支援	未就学の障がいのある子どもに対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	—	—
(イ) 医療型児童発達支援	就学前の障がいのある子どもに児童発達支援及び治療を行います。	—	—
(ウ) 放課後等デイサービス	就学中の障がいのある子どもに、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	—	—
(エ) 保育所等訪問支援	保育所に通う障がいのある子どもに、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。	—	—
(オ) 居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がいのある児童に、居宅で日常生活における基本的な動作の指導、学識技能の付与等を行います。	—	—
(カ) 障害児相談支援	障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行うものです。	—	—

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(ア) 児童発達支援	利用者数	259	290	325
	利用量	2,694	3,016	3,380
(イ) 医療型児童発達支援	利用者数	25	25	25
	利用量	318	318	318
(ウ) 放課後等デイサービス	利用者数	637	712	796
	利用量	9,045	10,110	11,303
(エ) 保育所等訪問支援	利用者数	33	34	35
	利用量	56	58	60
(オ) 居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0
(カ) 障害児相談支援	利用者数	226	249	274

(3) 地域生活支援事業の見込量

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み者数	300	300	300
②自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	3	3	3
	実利用見込み者数	996	1,046	1,098
③相談支援事業				
(ア) 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	5	5	5
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	1	1
		実利用見込み者数	241	203
(イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み者数	35	35	35
(ウ) 住宅入居等支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み者数	2	2	2
④成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	11	12	13
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1
	実利用見込み者数	24	24	24
⑥意思疎通支援事業				
(ア) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数	498	552	611
(イ) 手話通訳者設置事業	実施見込み箇所数	24	25	26
⑦日常生活用具給付等事業				
(ア) 介護・訓練支援用具	実利用見込み件数	27	27	27
(イ) 自立生活支援用具		53	53	53
(ウ) 在宅療養等支援用具		41	41	41
(エ) 情報・意思疎通支援用具		46	46	46
(オ) 排泄管理支援用具		3,398	3,615	3,845
(カ) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		3	3	3
⑧手話奉仕員養成研修事業	実利用見込み者数	11	11	11
⑨移動支援事業	実利用見込み者数	316	319	322
	延べ利用見込み時間数	29,247	29,539	29,834
⑩地域活動支援センター	実施見込み箇所数	4	5	5
	実利用見込み者数	302	367	403

(4) 子ども・子育て支援等における配慮が必要な子どもに対する支援体制

本市で暮らす全てのこどもが健やかに成長するためには、子ども・子育て支援サービスの利用を希望する障がいのあるこども及びその保護者の希望に応えることができる支援体制の構築が求められます。

利用実績を踏まえて「保育所」、「認定こども園」、「放課後児童健全育成事業」、「幼稚園」「小規模保育事業所・事業所内保育事業所」における利用人数を以下のように見込み、子ども・子育て支援等における配慮が必要なこどもに対する支援体制の充実を図ります。

**障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備**

事 項	令和元年度末 の実績 (人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	116	159	163	166
認定こども園	0	4	4	4
放課後児童健全育成事業	98	103	108	113
幼稚園	83	84	84	84
小規模保育事業所・事業所内保育事業所	4	5	5	5

**医療的ケア児の人数(令和2年4月1日現在)**

0歳以上～ 3歳未満	3歳以上～ 6歳未満	6歳以上～ 18歳未満	合計
2	9	22	33



## VII 計画の推進にあたって



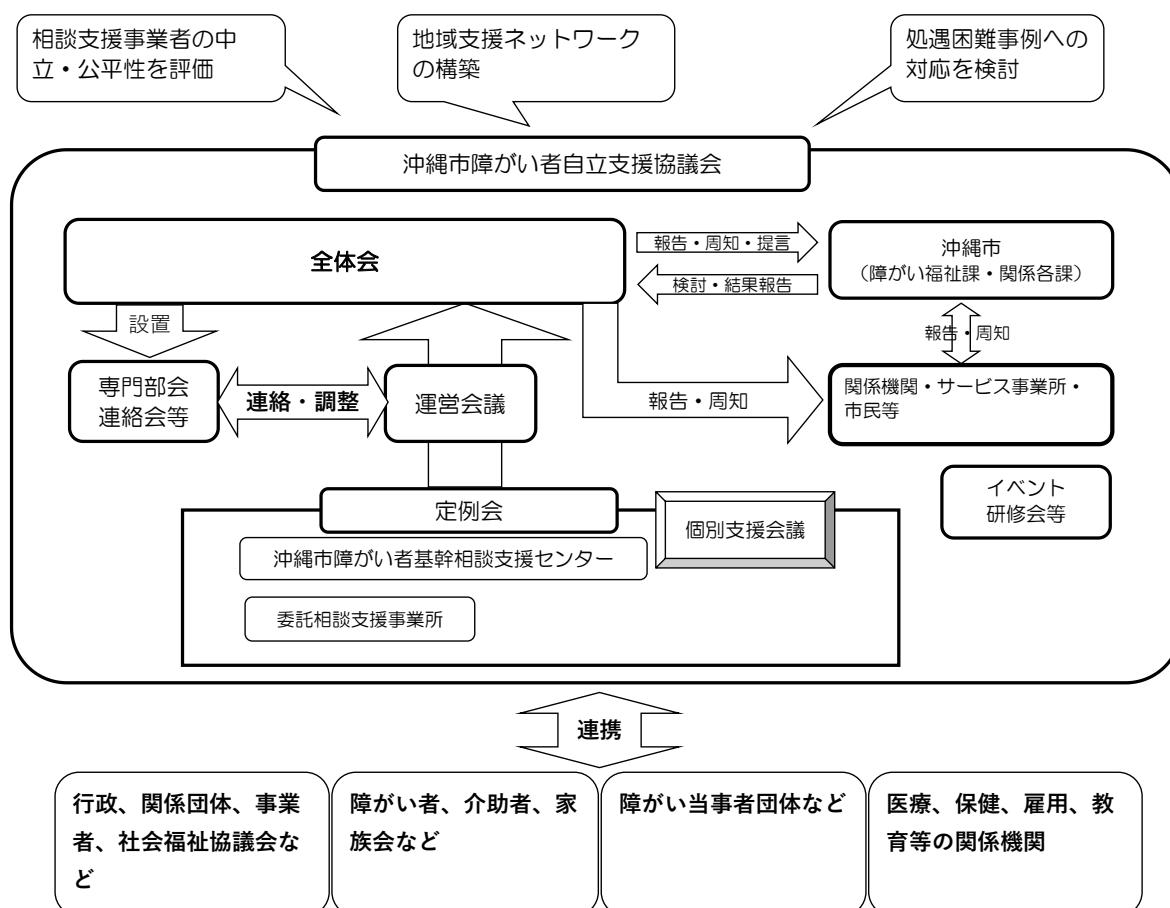


## Ⅶ 計画の推進にあたって

### 1. 地域ネットワークの構築と連携による推進体制の充実

沖縄市は、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に基づき平成 19 年に「沖縄市障がい者自立支援協議会」を設置しました。障がい者が地域で生活していくためには、ひとつの支援機関のみの支援では十分ではないことが多く、地域の各支援機関が情報を共有、ネットワークを形成しながら、各種支援をつなぎ、補い合いながら、多様なニーズに素早く応えていく必要があります。さらに、現在ある社会資源では十分な支援が行えない場合は、社会資源の開発、研修などの支援者に対する教育を実施することも重要です。

障がい者が安心して暮らし続けられる地域づくりを着実に推進していくため、個別支援会議等を通じた地域課題の把握・整理、課題別解決策の検討とそのための支援体制の整備、計画の評価など、沖縄市障がい者自立支援協議会の機能強化に努め、本計画の推進に取り組んでいくものとします。



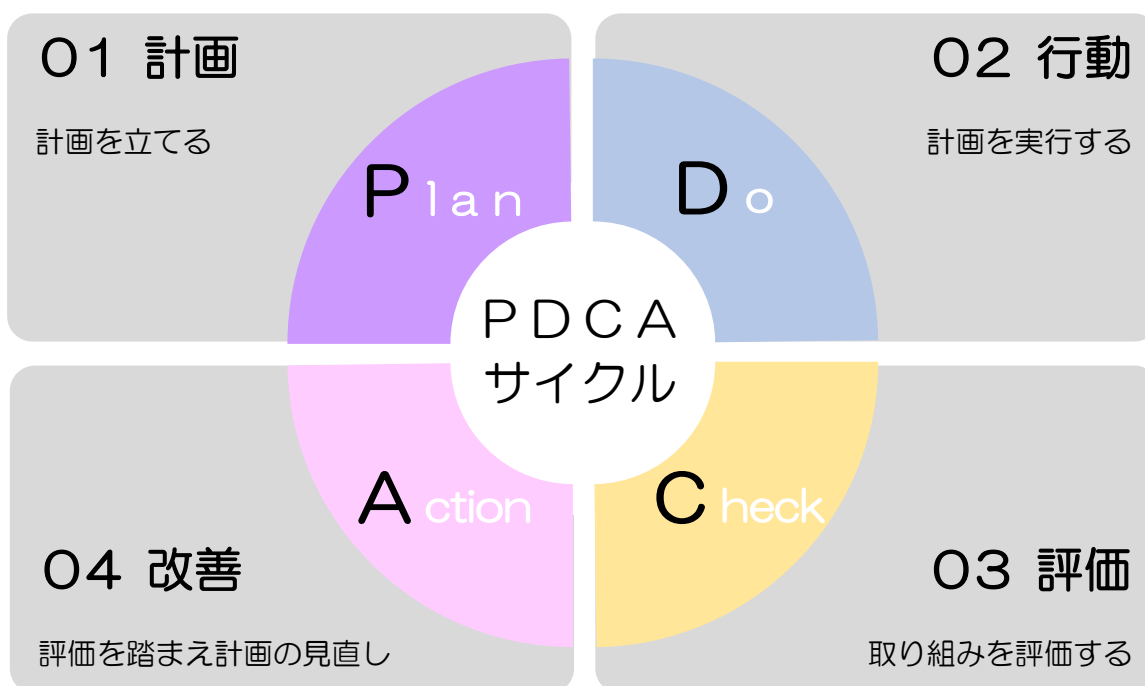
## 2. 行政機関内でのネットワークの構築と連携、役割分担

障がい者福祉に直接かかわりを持つ健康福祉部各課はもとより、就労、教育、まちづくり等にかかる施策や事業を推進していくために、沖縄市役所全体が連携し、計画の推進を図ります。

また、国や沖縄県と連携を図りながら福祉のまちづくりを推進します。

## 3. 計画の進捗管理

本計画は、PDCAサイクルの導入により、進行管理を行っていくものとします。具体的には、年度ごとに各施策・事業の進捗状況や現状、課題等を整理し、沖縄市障がい者自立支援協議会に報告していくとともに、同協議会において計画全体の進行管理や評価を適切に行い、それらの結果を次期計画に反映していくなど、施策等の一層の充実に努めていくものとします。



## 資料編



# 資料編

## 1. 策定の体制

### ○沖縄市障がい者自立支援協議会設置要綱

(平成 19 年 11 月 12 日決裁)

改正 平成 28 年 8 月 3 日決裁 平成 30 年 10 月 26 日決裁

平成 31 年 4 月 1 日決裁

(設置)

第 1 条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）が地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、沖縄市障がい者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び任期)

第 2 条 協議会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい者団体関係者
- (3) 保健・医療機関関係者
- (4) 雇用関係機関関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 教育関係者
- (7) 行政機関の職員
- (8) その他市長が認めた者

2 委員の任期は委嘱を受けた日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとし、再任を妨げないものとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、沖縄市福祉事務所長をもって充て、協議会の会務を総括する。

3 副会長は、委員の互選により定める。ただし、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(機能)

第 4 条 協議会は、次に掲げる機能を行う。

- (1) 処遇困難事例への対応に関すること
- (2) 委託相談支援事業者の中立、公平性等に係る評価
- (3) 地域支援ネットワークの構築に係る協議
- (4) 地域の社会資源の改善及び開発に係る協議
- (5) その他、障がい者等の福祉の推進に必要な事項に関することの協議

(協議会)

- 第5条 協議会は、前条に掲げる事項を総合的に協議するため、会議を開催する。
- 2 会議は、必要に応じて会長が招集し、年2回程度実施する。
  - 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。
  - 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可決同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第6条 課題解決に向け、社会資源の改善及び開発等の協議をするため部会及び連絡会（以下「部会」という。）を置くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会に運営会議を置く。

- 2 運営会議は協議会を円滑に運営するために、協議会の会議、部会の調整を行う。
- 3 前条の部会及び運営会議について、必要な事項は沖縄市障がい者自立支援協議会部会設置要領に定める。

(関係機関への協力要請及び連携等)

第8条 協議会は、必要があると認めたときは、同協議会以外の関係機関等に対し、資料や情報の提供、その他必要な協力を求めることができる。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の構成員及び会議に出席した者は、正当な理由がなく知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、沖縄市健康福祉部障がい福祉課及び沖縄市障がい者基幹相談支援センターが担い、庶務は沖縄市健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月12日から施行する。

附 則(平成28年8月3日決裁)

この要綱は、平成28年8月3日から施行する。

附 則(平成30年10月26日決裁)

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 削除

○沖縄市障がい者計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)庁内検討委員会  
設置要綱

(平成23年11月14日決裁)

改正 平成25年2月1日決裁 平成27年2月27日決裁

平成29年5月24日決裁 令和2年10月8日決裁

(設置)

第1条 沖縄市障がい者計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、沖縄市障がい者計画(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画)庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 検討委員会は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体のものとして、障がい者計画の基本的事項及び推進策等を検討する。

(委員会の組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 健康福祉部 部長
- (2) 健康福祉部 次長
- (3) 健康福祉部 障がい福祉課長
- (4) 健康福祉部 ちゅいしいじい課長
- (5) 健康福祉部 介護保険課主幹
- (6) 健康福祉部 市民健康課長
- (7) 健康福祉部 保護第一課長
- (8) 企画部 政策企画課長
- (9) こどものまち推進部 こども企画課長
- (10) こどものまち推進部 保育・幼稚園課長
- (11) こどものまち推進部 こども相談・健康課長
- (12) こどものまち推進部 こども相談・健康課主幹
- (13) 経済文化部 企業誘致課長
- (14) 建設部 建築指導課長
- (15) 指導部 指導課長

2 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に健康福祉部長、副委員長に健康福祉部次長を充てる。

3 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

5 委員がやむを得ず出席できない場合は、代理出席者を充てることができる。

(招集)

第4条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員は、会議に出席できないときは、委員長の同意を得て、その代理者を会議に出席させることができる。

3 委員長は、計画の推進策等について必要があると認めるときは、関係課の職員に出席を求め、意見を聴取することができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、第2条の規定による検討が終了したときに満了する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月14日から施行する。

附 則(平成25年2月1日決裁)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日決裁)

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

附 則(平成29年5月24日決裁)

この要綱は、平成29年5月24日から施行する。

附 則(令和2年10月8日決裁)

この要綱は、令和2年10月8日から施行する。



## 2. 用語解説

### あ行

#### ◆あんしん賃貸支援事業

高齢者世帯・障がい者世帯・外国人世帯・子育て世帯（以下：高齢者等世帯）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるように、高齢者等世帯を受け入れることとしている民間賃貸住宅の登録制度を設け、情報提供を行う事業（平成 18 年 10 月 16 日施行）。

#### ◆インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。

#### ◆沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（共生社会条例）

全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対応な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指して制定された条例。平成 26 年 4 月 1 日より施行。

#### ◆沖縄県福祉のまちづくり条例

本条例は、平成 9 年に制定、翌年 4 月に全面施行。高齢者、障がい者をはじめすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及び等しく社会に参加することができる地域社会を実現するために、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、基本方針を定め、県民の福祉の増進に資することを目的としている。

#### ◆沖縄市地域保健福祉計画

児童、障がい者、高齢者等の個別計画だけでは対応できない複雑化した地域課題を解決に結び付けるため、市民、事業所、行政等の役割など、基本的な指針を定め、地域福祉の推進を目指す計画。

#### ◆沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱

すべての市民が等しく安全かつ快適に利用できるように、「公共的建築物」、「道路及びこれに付帯する施設」、「公共交通機関に付帯する施設」、「公園又はこれに類する施設」を対象とした整備基準。

### か行

#### ◆居宅介護（ホームヘルプ）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの 1 つ。自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### ◆共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

※平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）はグループホームに一元化された。

#### ◆権利擁護

知的障がい、精神障がいや認知症の方などの自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な人に代わって、その権利やニーズ表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすること。

#### ◆行動援助

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

### さ行

#### ◆施設入所支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。夜間や休日に、施設に入所する人に対して入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

#### ◆児童発達支援

児童福祉法に基づく、障害児通所支援サービスのメニューの1つ。障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識を身に付けたり、集団生活への適応訓練等を行う。

#### ◆社会福祉協議会

社会福祉法第109条に基づき地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体。「住民が安心して暮らせる地域社会」の実現のため民間の自主的な福祉活動の中核を担うとともに、健康福祉に関する地域の様々な問題を地域住民やボランティア、社会福祉関係機関、行政機関の参加・協力を得ながら解決を目指す公益性の高い非営利団体。

#### ◆重度障害者等包括支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

#### ◆重度訪問介護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

#### ◆就労移行支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### ◆就労継続支援

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。一般企業等での就労が困難な障がい者に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用契約を結ぶ「A型」と雇用契約を結ばない「B型」がある。

#### ◆自立訓練（機能訓練、生活訓練）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

#### ◆障がい児保育

保育に欠け、家庭で十分な保育が受けられない幼児で、集団保育が可能な心身に障がいがある児童を、一般の幼児とともに認可保育所で受け入れる事業。

#### ◆障害者基本法

障がい者の自立と社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。

#### ◆障害者権利条約

障がい者に対する差別を禁じ、社会参加を促進するため、国連総会本会議が2006年12月13日に全会一致で採択、成立した条約。障がい者を対象にした人権条約は初めてで、20カ国が批准した時点で発効する。条約は前文と本文50条から成り、障がい者が「すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享受」できる環境を確保するのが目的。

こうした目的を達成するため「すべての適当な立法、行政措置」を講じるよう締約国に求めている。具体的には①障がい者の移動を促進するため建物や道路、交通機関における障害物の除去②教育における機会平等の確保③就職や昇進面での差別禁止一などが盛り込まれている。

#### ◆障害者総合支援法

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された法律のこと。

障がい者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の題名も変更されて施行された。

#### ◆障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援をおこなう組織。

#### ◆生活介護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

#### ◆成年後見制度

障がいにより判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に後見人はその契約を取り消すことができることにより、これらの人を不利益からまもる制度。

### た行

#### ◆短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。介護を行う家族などの病気、旅行、休養その他の理由により、障がいのある人が介護を受けることができない場合に、施設において障がいのある人を一時的に預かり、必要なサービスを提供する事業。

#### ◆特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症を含めて、障がいのある児童・生徒に対し、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う、新たな教育の考え方。

#### ◆トライアングルプロジェクト

文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携のために発足させたプロジェクト。各地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。

### な行

#### ◆日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その者の権利を擁護することを目的とする事業。

#### ◆日常生活用具

身体障がい者（児）が日常生活を送る上で障がいによる負担を軽減するための用具。

#### ◆ノーマライゼーション

“平準化”のことで、障がいのある方や高齢者等、日常生活を送る上で支援が必要な方を排除して成立する社会を形成するのではなく、地域社会の構成員として当然に存在するものとして捉え、必要な支援の提供により地域での生活を継続することが選択できるような社会の構築を目指す理念。

#### ◆農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

### は行

#### ◆発達障がい

子どもの成長過程において、心身の発達に遅れがある状態をいい、発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などと定義している。

#### ◆バリアフリー

もともとは障がいのある人や高齢者が生活していくうえで、段差など障壁（バリア）となるものを除去するという意味で使われてきたが、現在では物理的な障壁に限らず、障がいのある人の社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除く意味で用いられている。

#### ◆ハローワーク（公共職業安定所）

民間事業所（企業）に就職を希望する人に対し、求職の登録等求職の受付や各種職業の紹介、就職後の援助、就業訓練の援助、就業訓練の指示等を行う厚生労働省所管の機関。

#### ◆法定雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ法定雇用率に相当する数以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければならないこととされている。令和3年3月1日より法定雇用率の引き上げが行われている。

民間企業	2.3%
国、地方公共団体等	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.5%

※民間企業の対象となる事業主の範囲は従業員43.5人以上。

#### ◆補装具

身体障がい者（児）の失われた身体機能を代償または補完し、日常生活や職業生活を容易にするための用具で、義肢・盲人用杖・義眼・補聴器・車いす・歩行器などがある。

## や行

### ◆ユニバーサルデザイン

障がいの有無・年齢・性別・人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物・施設・製品等のデザインをしていこうという考え方。

## ら行

### ◆療育

障がいのある子どもの治療と教育（保育）を意味し、具体的には障がいの軽減や障がいの進行予防、精神面における発達の援助、日常生活動作を見につけ社会性を発揮させる援助などを行う。

### ◆療養介護

障害者総合支援法に基づく、自立支援給付サービスのメニューの1つ。医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

発行年月 令和3年3月

発行 沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

住所：〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話：098-939-1212

